

市民科学通信

2022 年 5 月号

(通算 24 号)

2022 年 5 月 26 日 発行

発行: *NGO* 市民科学
京都研究所

〒616-8012 京都市右京区谷口
垣ノ内町 5-8
嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩 3 分
事務局 E-mail :
sigemo.nao@gmail.com

——目次——

「ウクライナ戦争」とは何か? ——善悪論のまえに—— (下) . . . 中村共一 . . . 2	
【資料紹介】戦火のもとで生き残ること——キエフ交響楽団の ヴァイオリン奏者へのインタビュー—— . . . 照井日出喜 (訳) . . . 9	
核による自然・人間の支配——ロシア軍による ウクライナの原発攻撃・占拠をうけて—— 青水 司 . . . 16	
「オラフ・ショルツ連邦首相への公開書簡」をめぐって 照井日出喜 . . . 20	
クラフト市 (ドイツカフエ みときや) ひとりごと . . . 25	
ネーションからアソシエーションニズムへ——T さんへ—— 篠原三郎 . . . 26	
【コラム】市民のアソシエーションと市民革命、再論——「移行の論理」、 「現在の状態を廃止する現実的運動」、 「関係の変革」の具体化—— 重本冬水 . . . 28	
マルクスとウェークフィールド 竹内真澄 . . . 32	
再び、労働の社会性について—柄谷行人練習帳⑭— 香椎五郎 . . . 36	
電話にて 塩小路橋宅三 . . . 41	
大阪府市政と民主主義・人権の破壊 (1) ——維新批判に何が必要か—— 青水 司 . . . 42	
私人・自然人・法人 竹内真澄 . . . 45	

「ウクライナ戦争」とは何か？

—善悪論のまえに— (下)

中村共一

はじめに

- 1 なぜ「ウクライナ戦争」なのか？
 - 2 「ウクライナ戦争」の「背後霊」 (以上、第 23 号)
 - 3 ヘゲモニーなき支配 —新帝国主義の論理— (以下、第 24 号)
- おわりに —永遠平和に向かって—

3 ヘゲモニーなき支配 —新帝国主義の論理—

本稿の(下)に移るにあたって、再確認しておきたい点があります。

「ウクライナ戦争」が、ロシアとウクライナとの戦争のように思われがちですが、実相では、ウクライナを舞台にしたロシアとアメリカとの戦争としてみる必要があるように思います。ロシアの相手は、本質的に、アメリカであり、NATOにあるように思えます。げんに日々のニュースで伝えられる戦況は、「悪玉プーチン」と「善玉バイデン」の構図にあり、アメリカやNATOの「高官」とメディアの「連係プレイ」で伝えられてくるものです。「ウクライナの戦場」と同時にアメリカの世界的な「情報戦」が展開されているようです。

ミアシャイマーが語ったように、この戦争の発端が「NATOの東方拡大」にあったとすれば、問題の焦点は、なぜアメリカは「NATOの東方拡大」を行ったのか、という点の解明が、「ウクライナ戦争」を理解する「カギ」になります。そしてまた、ロシアが、その「東方拡大」になぜ暴力的・軍事的な反応をとったのかが明らかにされなくてはなりません。さらに言えば、こうした疑問を解いていくためには、第二次世界大戦後の国際政治（「冷戦体制」）を左右してきたアメリカのヘゲモニーの変容が踏まえられる必要があるようにも思えます。アメリカ・ヘゲモニーは、戦後の「米ソの二極体制」・「西側の一極体制」がくずれるなかで、グローバリゼーションの進行とともに新たな展開をとげ、「NATOの東方拡大」を生んできた歴史的経緯をもつからです。

また、こうした点をより根本的に理解していくためには、アメリカ・ヘゲモニーの現在を、世界資本主義の歴史のなかに位置づけ捉えていくことが求められてきます。「ウクライナ戦争」は、そうした世界史的文脈のなかにあり、またその文脈のなかでこそ、戦争廃棄への展望も浮かび上がってくるように思えるからです。今回の「下」では、こうした点から、「ウクライナ戦争」の根底に目を向け、戦争廃棄の問題について考えていきたいと思います。少し迂回的な説明で分かりにくくなりますが、お付き合い願います。

1

近代社会は、「交換様式」という点からすれば、「資本」（商品交換）、「国家」（略取と再配分）、「ネーション」（互酬）から構成されています。社会は、世界的に普遍的な商品交換を

「土台」として成立しながらも、「資本」が「国家」と結合し、領土的に特定化されています。また「資本」が階級対立を含んだものだけに、階級対立を「互酬」関係によって緩和する「ネーション」（「想像の共同体」）が形成され、「資本」・「国家」を補完するものとなっています。ただ、注意しておきたい点は、一見空間的に見える資本・ネーション・国家という関係が、実は機能的なものとしてあり、重層的な存在としてあるという点です。したがって、全体としてみれば、近代の社会関係は、「資本」の側面が優位しながらも、他の側面を含んだ複合的な関係としてであると捉えていく必要があります。

また、近代社会は、「一国」を単位として構成されるわけですが、国家の間は「市場」を介して結びついています。だから、原理的にみるかぎり、国家間の関係は、もっぱら「世界市場」としてあり、統合的な政治秩序がなく、まさに「無政府」的な関係にあります。しかし、現実の「世界市場」では、国内の経済（「資本」）が世界市場を介しながら資本蓄積の拡大を求めていくとはいえ、つねに政治的・文化的な「交換」を伴わざるをえません。たとえば、大国においては、対外的な経済活動を安全に行えるように軍事的な監視・保護が必要となり、「植民地主義」といった国家政策がとられてきました。国際的な関係が、たんに市場的なものとしてあるのではなく、近代的なかたちとはいえ政治的・文化的な関係としてもあることに留意すべきです。

さて、こうした基礎視座をもちながら、本稿で対象とするのは、世界資本主義の発展と関わった国家間の関係です。とくにヘゲモニーをもったアメリカに焦点をあてています。また、「世界システム」論に依拠しながらヘゲモニーの問題に迫っていくことにしたいと考えています。くどいようですが、そのヘゲモニーを「非難」するためではなく、まずは、「認識」することに目を向けていきます。

2

I. ウォーラーステインは、「近代世界システム」において、中核国のヘゲモニーの問題を取り上げました。それは、世界資本主義の「システム」（中核・周辺）の発展構造を明らかにするものであり、第二次世界大戦後のアメリカのヘゲモニーを明らかにする基本的視点となるものです。

ウォーラーステインによれば、ヘゲモニーとは、「特定の中核国家の生産効率がきわめて高くなり、その国の生産物が、おおむね他の中核諸国においても競争力を持ちうるような状態のことであり、その結果、世界市場をもっとも自由な状態にしておくことで、その国がもっとも大きな利益を享受できるような状態」ⁱだと定義されています。この点から「近代世界システム」を歴史的に捉え、資本主義の生産力のリニアな発展が、繊維業、製造業、耐久消費財といった画期的な段階にあったことから、17世紀中葉はオランダ、19世紀中葉はイギリス、そして第二次世界大戦後にはアメリカが、その経済力をベースに「ヘゲモニー国家」になってきたことを明らかにしています。

また、ヘゲモニーとは、たんに「中核国家」であるということではなく、「この生産力の優位を活用するためには、こうした国家は強力でなければならない。国内でも国外でも生産要素の自由な流通を妨げるような政治的障壁を排し、それができないまでも、その障壁を低くできなければならないからである。いったん経済面で支配権を確立した勢力は、ある種の知的、文化的推進力、運動、イデオロギーなどを奨励することが自分たちの役にたつ、と考えるようになる」ⁱⁱと「ヘゲモニー国家」の特質を捉えていきます。だから、彼の「世界システム」論は、たんなる「経済システム」ではなく、政治や文化を含んだ——「国家」や「ネーション」を含む——「世界システム」として捉えており、資本主義と国家の関係を軸におきながらも「社会」的な国家間関係のあり方が視野に入っています。確かに、ヘゲモニーの歴史は、つねに政治的・文化的な対立・緊張を含んでいます。

では、こうした視点から、ヘゲモニーの交代はいかに捉えられるのでしょうか。

「農＝工業における生産効率の点で圧倒的に優位になった結果、世界商業の面で優越することができ。こうなると、世界商業のセンターとしての利益と『見えない商品』、つまり、運輸・通信・保険などをおさえることによってえられる貿易外収益という、互いに関係した二種類の利益がもたらされる。こうした商業上の覇権は、金融部門での支配権をもたらす。ここでいう金融とは、為替、預金、信用などの銀行業務と（直接またはポートフォリオへの間接の）投資活動のことである」ⁱⁱⁱ。

「中核国」のヘゲモニーは、このように生産から商業、さらに、金融という次元に進んで確立されています。しかし、生産・商業・金融の三次元のすべてにおいてヘゲモニーを確立するのは、「比較的短期間」でしかなく、それは「移ろいやすい」ものであり、確立されたたん崩壊しはじめるものであったといえます。「他の諸国が力をつける」ことから、諸国家間には、「不均等発展」が避けられないからです。したがって、ヘゲモニー国家は「自由主義」を特徴とするものの、ヘゲモニーの衰退期には経済的利益を奪い合う「帝国主義」に変わっていくことになります。こうしたことから、世界資本主義の発展はリニアなものとはいえ、国家政策のあり方としてはヘゲモニーの有無において「循環的」なものとならざるをえない特徴をもつことになります。

ヘゲモニーの交代において生まれる特徴を、ウォーラーステインは、次のように述べています。

「ヘゲモニーを握った強国が圧倒的に優位に立つに至った時代は、好んで国内に目を向けた時代であったといえよう。市場で階級的利益を追求しようとした人びとは、前の時代から残存している国内の政治的制約を一掃することを望んだからである。これに対して、ヘゲモニーが衰退していく時代は、国家間の関係に目が向きがちな時代であった。というのは、この場合、市場で階級的な利益を追求しようとした人びとは、前の時代から持ち越された国家間の政治的制約を払拭したいと思ったからである。」^{iv}

この指摘は、戦後世界の「ヘゲモニー国家」としてあったアメリカのヘゲモニーの盛衰を浮かび上がらせてくれます。とりわけ後者で指摘された衰退の特徴は、僕自身、1970年代以降のアメリカのなかに感じてきた特徴とピッタリと一致しているからです。この僕の「主観」を「客観」的に説明したのが、柄谷行人さんです。柄谷さんは、資本主義の「最終段階」を「帝国主義」と捉えるレーニンの『帝国主義論』とは異なって、ウォーラーステインの「ヘゲモニー」論を受け止めつつ——もちろん全く同じというわけではありませんが——、このヘゲモニーの交代のなかに、国家がとる能動的な循環性を見だし、「資本主義の世界史的諸段階」に対応した国家政策の転換を明らかにしています。

「それ（重商主義…中村）は、オランダによる自由主義からイギリスの自由主義にいたるまでの過渡的段階、つまり、オランダが没落しつつあった一方、イギリスとフランスがそれにとってかわろうと熾烈な抗争を続けた『帝国主義的』な段階を意味する。同様に、1870年以降の帝国主義とは、たんに金融資本や資本の輸出によって特徴づけられる段階ではなく、ヘゲモニー国家イギリスが衰退する中で、ドイツやアメリカ、そして日本が台頭して争った時代である。帝国主義戦争は、新興勢力が『重商主義』時代に獲得された英仏蘭の領土を再分割しようとするものであった。かくして、世界資本主義の段階は、一方で、生産力の高度化によってリニアな発展をするとともに、他方で、『自由主義的』な段階と『帝国主義的』な段階が交互に続く、というかたちをとる。」^v

こうした点からアメリカ・ヘゲモニーの盛衰をみていくと、その衰退は1970年代以降に確認できるように思えます。ヘゲモニーが成立した戦後世界の経済発展のなかで、日本やドイツの経済成長がしだいにアメリカ経済を脅かしてきましたが、1971年のドルの金兌換性停止は、IMF体制の崩壊を意味し、アメリカ経済の衰退を告げる「昏鐘」となったからです。そしてまた、1980年代以降から今日まで、アメリカは貿易赤字を拡大しつづけ、1990年代以降には経常収支において

も赤字から脱却できなくなっています。こうした衰退のなかで、「アメリカの再生」をめざして「新自由主義」政策が登場することになるのですが、それは「自由主義」というより、明らかに「帝国主義」的な内実をもったものとなりました。

3

アメリカの「新自由主義」（＝新帝国主義）は、二つの特徴をもっていました。

その一つは、製造分野で競争力を失ったアメリカが、経済のサービス・情報化を進展させ、さらには金融経済・海外投資を展開させながら、「グローバリゼーション」をすすめたことです。1980年代以降、内外の投資環境を改善していくために、「規制緩和」や「民営化」といった「新自由主義」的な政策を取りはじめたのです。これによってアメリカは、貿易とともに、資本投資をグローバルに展開し、世界市場に立脚した「経済の再生」に突き進むことになります。貿易や海外投資（サプライチェーン）のように諸外国の経済にふかく依存した「国富」の追求が構造化したわけです。このことは、アメリカの政治や文化を「普遍化」し、世界をアメリカナイズしていくことを意味します。

「新自由主義」のもう一つの特徴は、グローバリゼーションの展開によって、ヘゲモニー時代に築かれた国内の社会福祉や民主主義が崩れていったことがあります。「ネーション」の解体がすすめられたのです。各国において、経営者、正社員、パートタイマー、失業者というあらたな位階制がつくりだされ、身分的・経済的格差が拡大してきました。また、政治的には、「寡頭制」が成長し、民主主義を喪失してきました。「ネーション」の解体は、社会を「分断」しながら、先進諸国の貧困層を構造化しているのです。

これはアメリカ国内だけのことではありません。グローバリゼーションは、世界的な「ネーション」の解体を伴っていました。「資本主義の多様性」は、「ネーション」によって支えられてきたわけで、各国の特有な文化を形づくっていました。終身雇用制や年功制で特徴づけられていた「日本的経営」が解体されたのも、このグローバリゼーションが進行する最中でした。また、このことは各国内の民主主義の破壊によって、政治的・文化的な自立性が失われてくることになります。政治的な「ナショナリズム」の高まりは、ここに根ざしていたのです。

こうした「新自由主義」によるグローバリゼーションは、トッドがみたように、「世界とアメリカ合衆国の間の経済的依存関係」を「逆転」させ、「アメリカ合衆国の目標は民主主義的にして自由主義的な秩序を擁護することではなくなっている。その秩序は当のアメリカ自体において内実を失いつつあるのだ。さまざまな財と資本の供給が最重要課題となり、これからはアメリカ合衆国の基本的戦略目標は、世界の資源を政治的手段によって統御することとなる」^{vi}といった事態に至っています。

同時に、軍事大国アメリカが、ソ連崩壊後、「東西冷戦」が消滅したにもかかわらず、軍事費を維持・拡大してきました。グローバリゼーションとともに、まさに「世界の資源を政治的手段によって統制する」必要が大きくなってきたからです。「世界の資源」を守る政治的・軍事的な政策がとられ、強大な軍事力の維持・拡大が求められてきたのです。グローバリゼーションは、たんに「経済の世界化」ではなく、アメリカの新たな「帝国主義」の再構築をも意味しています。しかし、「一極」的な政治的・軍事的な優位性を獲得したとはいえ、世界までも支配する力はありません。アメリカは、1991年の湾岸戦争から、コソボ紛争、アフガン紛争、イラク戦争と、「世界の警察官」として「新自由主義」的な世界体制の防衛を行なってきましたが、そこで結果的に証明されたものは、「一極」的な政治的・軍事的優位性の「脆弱さ」であり、「欠如」でした。

4

「世界システム」論者のジョバンニ・アリギは、イラク戦争について次のように語っています。

「イラク占領は、第二のアメリカの世紀の礎を築くどころか、アメリカの軍事力に対する信頼

を損ね、グローバル政治経済におけるアメリカとその通貨の中心的地位を低め、東アジアとそれを越えた地域でアメリカのリーダーシップに代わる中国の台頭の傾向を強化した。新保守主義の帝国主義的プロジェクトが、これほど急速かつ完璧な失敗に終わることを想像することは困難であったろう。しかし、グローバルな最高位を求めるブッシュ政権の賭けが、おそらくアメリカのヘゲモニーにおける終末的危機の区切りとなり、歴史のなかでいくつかの『バブル』の一つとして弾け萎んでいくとしても、このバブルの弾けは、アメリカの新世紀プロジェクトを生んだ世界史的状况を、変形はしても消すことはなかった。」^{vii}

このようにアリギは、イラク戦争において「アメリカのヘゲモニーにおける終末的危機」をみるのです。確かに、アメリカは「ヘゲモニー」を失っていました。しかし、「依然として世界において突出した軍事力であり、経済政策と外国の競争者・投資家とをつなぐ新しい『恐怖の均衡』においてかなりの影響力をもち続ける」^{viii}点も看過できません。そればかりか、貿易依存によるアメリカ経済の産業停滞にあって、「世界の資源を政治的手段によって統御する」方向以外にヘゲモニーを「回復」する手立ては無くなっています。アメリカ経済の復活につながるような「政治的手段」（軍事力による強制／核の脅威）に依存するほかないのです。それだけにアメリカは、なお無視できない政治的・軍事的勢力であることは間違いありません。しかし、ヘゲモニーなき動乱期にあってみれば、それはリスクな「脅威」を増幅させることになります。しかもロシアや中国の軍事大国化は、帝国主義的な政治的・軍事的対立（NATOの再編・強化、「アジア再保証促進法」）が避けられなくなっています。

他方、グローバリゼーションは、BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）と呼ばれた国々の経済成長をもたらすことになり、また中国の「大国化」を進展させることになりました。中国は、2010年には日本を抜き、GDP世界第二位に躍りだし、2020年にはアメリカの約7割に達するほどに至っています。あらたな不均等発展が進行することによって、ふたたびヘゲモニーをめぐる競争があらわれてきたのです。そしてまた、急速に発展してきた中国、インド、ロシアの「大国」化がすすみ、あらたなヘゲモニー争いなかで、それらの国に旧来の「世界帝国」を再登場させることにもなっています。

グローバリゼーションは、国家間の軋轢や紛争を発生させ、軍事的なリスクに満ちていました。「ウクライナ戦争」の背景には、こうした「ヘゲモニーなき支配」の動乱が進行していたのです。

5

とはいえ、帝国主義的な対立のなかで、アメリカ・ヘゲモニーの衰退に変わるあらたなヘゲモニー国家は成立してくるのでしょうか。「世界システム」論者のアリギは、中国に新たなヘゲモニーの可能性をみて、「北京のアダム・スミス」を語ったわけですが、むしろ僕には、柄谷行人さんの指摘が妥当するように思えます。

「それら（中国やインド…中村）が新たなヘゲモニー国家となるかという、疑わしいのである。第一に、一国がヘゲモニー国家となるには、経済的な優位以外の何かを必要とするからだ。第二に、中国やインドの発展そのものが、世界資本主義の終りをもたらす可能性があるからだ。」

ix

重要な点です。前者については、中国やインドの外に政治的・文化的な「拡大」を求めるのは現実がありません。また後者の点はあらたな「帝国主義の論理」を構成し、リスクな「破滅」型の争いに結びついています。もともと、柄谷さんが言うように、産業資本主義には「三つの存続条件」があります。「第一に、産業的体制の外に、『自然』が無尽蔵にあるという前提である。第二に、資本制経済の外に、『人間的な自然』が無尽蔵にあるという前提である。第三に、技術革新が無限に進むという前提である。だが、この三つの条件は、1990年以後、急速に失われている」^xことです。したがって、あらたなヘゲモニーを形成しうる経済的基盤がそもそも無いのです。個々

の技術革新はありえても、世界的に普遍的な製品によってヘゲモニーをつくりだす「革新」はありえなくなっているのです。もちろん、このことで資本主義の発展が自動的に停止するわけではありません。しかし、ヘゲモニー争いが激化し、いよいよ帝国主義的な戦争が姿を現してくることになるのではないか。

柄谷さんは、こう指摘しています。

「資本と国家にとって、これ（存続条件が失われること…中村）は致命的な事態である。このとき、国家は、何としてでも資本的蓄積の存続をはかるだろう。そのとき、商品交換様式C（「資本」…中村）がドミナントである世界は、国家による暴力的な占有・強奪にもとづく世界に退行する。したがって、資本主義の全般的危機において最も起こりやすいのは、戦争である。」^{xi}

悲しい事態ですが、ウクライナ戦争は、まさに「資本主義の全般的危機」に起こった戦争であり、「新帝国主義の論理」は地球社会の破滅的な事態とつながっています。ウクライナ戦争は、ロシアを批判するだけではダメなのです。またアメリカを批判するだけでも十分ではありません。根底にある「資本主義」こそ、大問題としてあります。もはや「近代世界システム」の枠のなかで生きることができなくなっているのです。私たちは、こうした認識をふまえて、戦争廃棄の道を探らなければいけない地点に立っています。

おわりに ー永遠平和に向かってー

世界システム論は、ヘゲモニーの観点から、自由主義的な世界から帝国主義的な世界の変容をとらえ、私たちが、いま、「帝国主義」的な戦争の最中にいることを教えてくれています。ウクライナは、ロシアの軍事侵攻によって破壊され、筆舌しがたい「地獄」と化しています。社会は、「戦士」と「難民」とに分断され、市民は行き場を失っています。しかし、そこには、国民の苦痛と怨念がうずまきながらも、ネーションに対する「絶望」も含まれているように思います。世界的な市民の批判にも、ロシアの蛮行だけでなく、戦争自体に対する批判をみることができます。ウクライナの抗戦が戦果をあげつつあるのは、なにも NATO の軍事支援だけでなく、世界的な市民の「平和への願い」があることを忘れてはいけません。しかし、世界システム論は、その「平和力」を捉える視点が欠けています。「反システム論」があるにしても、それはシステム自体を超えるものではないのです。直截的に言えば、世界システム論には、「近代世界システム」の「歴史時間」があっても、人類史の「一コマ」のなかでしかありません。その「一コマ」のなかにあるかぎりでは、近代社会——資本と国家——を超える論理を見いだすことができないのです。「平和力」には、近代国家としての「平和力」（＝軍事力）ばかりではなく、超近代的な非軍事的「平和力」（贈与の力）の問題もあるはずです。前者は後者によってしか根本的な止揚をえることはいずれでしょう。こうした点に鋭く切り込んだのが、カントであり、柄谷行人さんであったように思います。

柄谷行人さんは、超越論的な交換様式の視点から『世界史の構造』を明らかにし、近代社会構成体を構成する「ネーション」のなかに「高次の互酬」の可能性を見だし、超近代的な「交換様式D」を位置づけています。この「高次の互酬」によって、「戦争状態」そのものを克服する可能性を明らかにするのです。カントの「永遠平和」論をベースに超越論的な「世界共和国」の理念を位置づけ、「戦争放棄の贈与」を追求していくところに、戦争のない世界平和への道があります。

もちろん、たんなる理念にとどまらず、世界の国々において非軍事的な「平和」を求める市民運動が必要になってきます。この点、柄谷さんは「国連を新たな世界システムにするためには、各国における国家と資本への対抗運動が不可欠である。各国の変化のみが国連を変えるのである。

と同時に、逆のことがいえる。国連の改革こそが、各国の対抗運動の連合を可能にする」^{xii}と述べられています。まったく同感ですが、見落としてはならない点は、後者の「国連の改革こそが、各国の対抗運動の連合を可能にする」という点でしょう。バイデンはNATOやアジアの同盟の強化をしきりに強調していますが、その発言の裏には、むしろ国連に対する「軽視」「無視」があるように思えます。ロシアや中国をメンバーとして含む国連の安全保障理事会にアメリカの「自由」にならないハードルがあるのです。「国際社会の秩序」といってもNATOやアジアの同盟の枠内のことであり、国連に結集する国々（2020年現在、193ヵ国）の「自由」は無視されているのです。

戦後のアメリカ・ヘゲモニーは、政治的には、東西冷戦を実態とする世界軍事体制、経済的にはIMF(国際通貨基金／ドル体制)・GATT(関税と貿易に関する一般協定)体制によって構築されていたわけですが、「国際連合」も、アメリカ中心で作られた国際的な安全保障制度でした。その「国連憲章」において第一の目的として掲げられたものが「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」なのです。

何よりも「国際の平和及び安全を維持すること」が真っ先に掲げられ、平和に対する「集団的措置」とともに、国際的の紛争や調整を「平和的手段」で解決することを明示しています。バイデンによるウクライナ支援は、この「平和的解決」ではなく「武力的鎮圧」を求めて、NATOやアジアの同盟諸国に「戦争」支援を呼びかけるものであり、世界的にみれば「軍事的なブロック」によって「世界の分割統治」するものにほかなりません。ロシアの蛮行は、国連の総意によって「平和的」に解決されるべきで、アメリカ・ヘゲモニーの幻影のために行うべきではないのです。

ともあれ、平和への展望が、「世界共和国」の未来にしかないとすれば、国連の平和的・民主的改革は、国家間関係ではなく、世界市民の連合(アソシエーション)に委ねられてきます。帝国主義的な諸国家の対立・紛争の時代にあって「マルチチュード」(世界市民)は、帝国主義に対する平和運動のなかにあるというべきではないでしょうか。

i I.ウォーラーステイン『近代世界システムⅡ』川北稔、名古屋大学出版会、2013年、45頁。

ii I.ウォーラーステイン、前掲書、45頁。

iii I.ウォーラーステイン、前掲書、46頁。

iv I.ウォーラーステイン、前掲書、73頁。

v 柄谷行人『世界史の構造』岩波書店、2015年、437～438頁。

vi E.トッド『帝国以後——アメリカ・システムの崩壊』藤原書店、2003年、44頁。

vii G.アリギ『北京のアダム・スミス——21世紀の諸系譜』作品社、2011年、296頁。

viii G.アリギ、前掲書、296頁。

ix 柄谷行人、前掲書、456頁。

x 柄谷行人、前掲書、456頁。

xi 柄谷行人、前掲書、457頁。

xii 柄谷行人、前掲書、494頁。

<主な参考文献>

『帝国以後——アメリカ・システムの崩壊』エマニュエル トッド、石崎 晴己訳、藤原書店、2003

『アメリカの世界戦略と国際秩序』梅本哲也、ミネルヴァ書房、2010年

『北京のアダム・スミス——21世紀の諸系譜』アリギ、ジョヴァンニ、中山 智香子監訳、作品社、2011年

『近代世界システムⅡ』I.ウォーラーステイン、川北稔訳、名古屋大学出版会、2013年

『アメリカの世紀は終わらない』ジョセフ・S・ナイ、村井浩紀訳、日本経済新聞出版、2015

『世界史の構造』柄谷行人、岩波書店、2015年

『大国政治の悲劇 完全版』ジョン・J・ミアシャイマー、奥山 真司訳、五月書房新社、2017

『いま、「非戦」を掲げる——西谷修対談集』西谷修、青土社、2017年

(なかむら きょういち)

【資料紹介】

戦火のもとで生き残ること

——キエフ交響楽団のヴァイオリン奏者への インタビュー——

照井 日出喜 記

【はじめに】

戦場となっているウクライナでは、もとよりすべてが壊滅的な状況にあることが想像される。そうしたなかで、芸術文化は——もしくは、芸術文化もまた——、いつの日か和平が訪れ、さまざまなシステムや建築物がある程度まで復興するまでは、消滅の危機に瀕したまま推移することが予想される。そもそも、その担い手となる人びとの生命自体が、轟音とともに炸裂する爆弾や砲弾に脅かされているのである。

そうした非常事態のなか、キエフ（キーウ）交響楽団は、4月末から5月初旬にかけて、ある種の文化的使命を帯びた団体として、ドイツの7つの町への演奏旅行を敢行した。以下は、彼らの出発直前に行われ、4月23/24日付け（週末版）のドイツの社会主義紙「ノイエス・ドイチュラント」に掲載された、キエフ交響楽団のヴァイオリニスト、オレクシイ・プシェニフニコフへのインタビューである（聞き手はオラーフ・ノイマン）。

自国が戦場と化したなか、芸術家たちが恐怖と不安に苛まれながらも、その活動拠点とともにいかに生き残ることができるか、それを模索するきわめて切迫した状況を、このインタビューから読み取ることができる。

（なお、演奏旅行の初日である4月25日に、ドレスデンのクルトゥア・パラスト〔文化宮殿〕で行われた、ほぼ2時間に及ぶコンサートの模様は、やや長い休憩も含めて、[Kyiv Symphony Orchestra, Luigi Gaggero & Diana Tishchenko \(violin\) | Kulturpalast Dresden - YouTube](#)で視聴が可能である。）

オラーフ・ノイマン（以下、O.N.）：プシェニフニコフさん、Zoomがつながっておりますが、いまはどちらにおられるのでしょうか？

オレクシイ・プシェニフニコフ（以下、O.P.）：いまは、キエフの中の安全な場所におります。ここ数日は、ここは静かでした。

O.N.：現在は、ロシア軍による空襲は行われていないということでしょうか？

O.P.：一日に2度か3度は空襲警報が鳴り響きます。しかし、僕自身は、4日前から爆弾による爆発音は聞いてはおりません。

【「ノイエス・ドイチュラント」紙（4月23/24日）の解説】

ウクライナのアーティストたちは、ロシアの侵略に対して、それぞれに固有のやり方で抵抗を展開している——すなわち、戦争に反対すべく、デモに参加し、舞台上で演奏および演技をし、さまざまな歌を書くのであり、そしてたとえばヴァイオリニストであるオレクシイ・プシェニフニコフ（22歳）は、キエフ交響楽団とともにドイツ縦断の演奏旅行を行い、戦争に反対する意志を表現しようとしている。2018年以降、このオーケストラの指揮を取るのはルイジ・ガジェーロであるが、彼は、もともとはパーカッション奏者であり、同時に、西ヨーロッパでは唯一の小型シンバル（中世の楽器）の教授でもある。イタリア出身の首席指揮者として、彼は、演奏会の多彩なプログラムを、ウクライナの古典音楽の重要な諸作品に、中央ヨーロッパの作品群からなるレパートリーを加えて構成する。

オレクシイ・プシェニフニコフは、キエフに生まれ、当地の音楽大学の卒業生である。まだウクライナ国立音楽アカデミーの最終学期に在学中であるものの、すでにキエフ交響楽団のメンバーとしての活動を始めている。2019年には、彼はウクライナ・ユース・オーケストラの一員として、オーストリアのグラーツでの演奏に参加している。今年の4月25日の月曜日から、彼はドイツを縦断する演奏旅行に参加する。演奏旅行はドレスデンのクルトゥアパラスト〔文化宮殿〕でのコンサートを皮切りに、翌26日には、キエフとは友好都市の関係にあるライプツィヒのゲヴァントハウス、27日はベルリンのフィルハーモニー、それ以降は、ヴィースバーデン、フライブルク、ハノーファーと旅を続け、最後の5月1日には、ハンブルクのエルプフィルハーモニー（訳注：NDR〔北ドイツ放送〕エルプフィルハーモニー管弦楽団の本拠地）での公演が予定されている。

O.N.：オーケストラの団員の皆さんは、どのようにドイツへの演奏旅行の準備をされたのでしょうか？

O.P.：ポーランドでいっしょにリハーサルを行いましたが、各団員は、それぞれ自宅で練習に励んでもいました。

O.N.：ロシアの大統領ウラディミール・プーチンは、ウクライナ人とロシア人とは、一つの文化を持つ「一つの民族」だと主張しています。どのようにお考えでしょう？

O.P.：それに対しては、厳しく「否」と言わなければなりません。ウクライナの歴史においては、つねに、さまざまな大国によるきわめて強い帝国主義的操作がなされてきました。ウクライナの言語と文化に対する制限が行われ、音楽家や詩人、学者に対する禁止措置が講じられました。物質的な観点において正常な生活を送ろうと望む者は、モスクワかサンクト・ペテルスブルクに行かなければならなかったということです——このことは、帝政ロシアにおいてもソヴィエト連邦においても同様でした。

O.N.：プーチンは、自立したウクライナなどというものに存在する権利はない、と主張しています。キエフ出身のアーティストであられるあなたにとって、ウクライナの自立性ということはいかなる意味を持っているのでしょうか？

O.P.：当然のことながら、ウクライナ独自の言語と文化が存在しています。同様のことは、さまざまな分野の芸術や学術についても妥当します。じっさい、ウクライナの村落に出かけてその様子を眺め、それをポーランドやロシア、ベラルーシの村落と比較するならば、そこにははっきりとした違いがあることに気が付くはずですが——100年にも及ぶ帝国主義の支配にも関わらずです。わたしたちウクライナ人には独特の思考様式があり、家の造作であれ、服飾や娯楽の形態であれ、やはり独自なものを持っています。要するに、ウクライナの自立性というものは、けっして妄想の産物などではない、ということです。

O.N.：プーチンは、ウクライナは「できもの」だとか「潰瘍」だとか言っておりますね。そういう言い方をお聞きになって、心に浮かぶことはなんでしょう？

O.P.：じっさいのところ、ロシアには大いなるロシア人が住み、ウクライナには小さなロシア人が、ベラルーシには白いロシア人が住んでいる、という発想は、すでに何世紀にもわたって絶えることなく続いているものです。これは、帝政ロシアにおいては幾つかの集団のなかで支配的なイデオロギーとなっているものでしたが、帝政ロシア期のあとでも依然として残っています。しかし、これこそは排外主義以外のなにものでもありません。ただロシアに生まれたというだけの理由でその人間はより優秀であり、ウクライナに生を享けたということだけで、その人間は彼の小さな、愚かな弟ということになるのでしょうか？ なんとも幼稚で、愚にもつかぬ発想ではあります。

O.N.：たとえばリヴィウは、ヨーロッパにおける文化的に最も重要な町の一つであり、ユネスコの世界遺産にも選ばれています。ここでは、何世紀にもわたって、複数の民族に属する人びとの共生ということが大きな特徴でした。そしてまた、ルネッサンス、バロック、古典主義、ユーゲント様式による建築物の数々が、町の中心部に建ち並んでいます。プーチンがこうした文化遺産のすべてを地上から抹殺しようとしているのではないか、という不安をお持ちでしょうか？

O.P.：リヴィウだけではありません。マリウポリはすでに破壊されました。いまから2週間前ですが、ロシア空軍がこの町のきわめて重要な美術館を爆撃したという記事を読みました。美術館に収蔵されていた絵画等の美術品がどうなったか、僕には知る由もありません。まさしく「大いなるロシア人」が、「小さなロシア人」の文化遺産を破壊しているのです。そしてまた、残念ながら、依然として少なからぬロシア人がプーチンを支持し続けているのです。

O.N.：このような状況のもとで、ウクライナの芸術家はどのような役割を果たすことができるとお考えでしょうか？

O.P.：僕たち音楽家は、音楽を演奏することが役割なのであり、現にある作品や、作品のアレンジについてさまざまに考えを巡らせるのが仕事です。僕たちに委嘱されているのは、僕たちの文化を守ることです。そのために、僕たちにできるすべてのことを全力を尽くして行うこと、それが僕たちの果たすべき課題です。これはしかし、すべてのウクライナ人について言えることには違いありません。一例を挙げれば、たとえば美術館や史料館の近くに住む人にとっては、美術品を安全な場所に移さなければならない場合、あるいはそれらを撮影しなければならない場合、何か協力できることはないか、申し出ることができましょう。あるいはまた、陳列されている美術品や古文書の一時的な避難所として自宅を提供することが可能かどうか、尋ねることもできましょう。戦時

にあっても、文化を守るためには多くのことができるのです。

O.N.: プシェニフニコフさんご自身は、現在の緊迫した戦時下の状況を、どのように精神的に整理しておられますか？

O.P.: 正直に申し上げて、いまはすべてが混乱の極みにあり、精神が麻痺した状態にある、といったところです。じっさい、いまのこの状態のもとでは、僕自身の感情を言葉で表現することはできません。自分の感情について正しく思考すること自体、不可能です。もし僕がそれを行おうとすれば、精神的に破綻してしまうのではないかと思います。いまの僕は、ともかくもわが身を守ること、自分が生き延びることを第一に考える状態に入っています。

ロシア軍の侵略が開始された直後、僕は友人たちといっしょに、キエフの北にあるオボロンに住んでいました。ともかく最初の数日間、僕たちはおぞましいばかりの恐怖の極みへと叩き込まれていました。僕などは、眠ることも食べることもいっさいできず、ただただ悪夢のような日々でした。戦闘が惹き起こす激しい騒音が次第に近くなるのを聞いて、僕は友人たちと避難所へ向かいました。しかし、その直後、ロシア兵たちがすぐ近隣の地域まで侵攻し、民間人の車に攻撃を加えていることを電報の文面で知ったのです。それは、ほんの数キロ離れた地域でのことでした（深い溜め息をつく）。

O.N.: それからどうなされたんですか？

O.P.: 数時間後に、母が僕を町から連れ出してくれました。母と僕の妹と僕は、キエフから南西部の地域に住む、僕の伯父と伯母の所に車で向かいました。家族がまたいっしょになれたということは、僕にとってはほんとうに大きな救いでした。そこでは全部で6人の家族となりましたが、もとより、6人でいっしょに住むことは、独りで孤独と恐怖に耐えて生きるよりはいいですからね。しかし、そうは言っても、そこがキエフよりも平穏であったかということになれば、必ずしもそうは言い切れません。そのあと、僕はキエフに帰って来ました。町のなかでは、ただただ摩天楼やそれに類した高層ビルが見えるだけです。僕自身は、かなり上方の階に住んでいるのですが、いまの緊迫した状況のなかでは、それはなんとなく不安を掻き立てる要因です。じっさい、ここからは、人びとがどの方向に向かって逃げているのか、下では何が起きているのか、まったく見ることはできません。どこかで爆発が起こっているのが見え、サイレンの音と空襲警報が聞こえてくるだけですから、ともかくも自分の住宅に砲弾が命中しないように祈ることが、僕にできる唯一のことです。

O.N.: そうした緊迫した日常に耐えるうえで、音楽は多少なりとも支えになっておりますか？

O.P.: はい。戦争が勃発して以来、毎日、ヴァイオリンを弾くように心がけています。かなり長い間、バッハのソナタと、幾つか、ウクライナの民謡を編曲した作品を弾いていました。それと、音楽院の試験のための僕自身のプログラムを練習していました。

O.N.: 音楽の存在は、ご自身の人生にとって、新しい、それまでとはまったく違った意味を持つものとなりましたでしょうか？

O.P.: もちろんです。15歳の誕生日を前にして、僕には選択肢がありました——将来、数学か物理、または化学を大学で専攻するか、あるいは、完全にヴァイオリンの道に集中するか、というものでした。それは容易な選択ではありませんでしたが、僕は音楽を

選びました。もっとも、それからほんの数年後には、自分が新たなハイフェッツ（**訳注**：ヤッシャ・ハイフェッツ〔1901～1987〕、現在のリトアニア出身のユダヤ系ヴァイオリニスト。卓越した技巧と音楽性で知られ、「ヴァイオリンの帝王」と称された。）にも、新たなメニューイン（**訳注**：ユーディ・メニューイン〔1916～1999〕、アメリカ出身のユダヤ系ヴァイオリニスト。きわめて広く、かつ多彩なレパートリーを持つことで知られた。）やミルシテイン（**訳注**：ナタン・ミルシテイン〔1904～1992〕、ウクライナ出身のユダヤ系ヴァイオリニスト。「ヴァイオリンの貴公子」と謳われた。）にもなれないであろうということに気づくのですが、しかし、それに関わらず、音楽的・文化的なものが自分の天職だという意識は、ずっと持ち続けています。ウクライナの音楽には、それにふさわしいほどに有名でもなければ、評価されてもない作品がありますから、そうした作品を演奏していくことも、自分に課せられたものと思っています。それともう一つ、音楽は人の心を癒すという働きを持っています。音楽は、僕の心にとっての救いの手段であり、そしてまた、僕たちのコンサートを聴きに來られる皆さんにとってもそうであることを願っています。

O.N.：ウクライナのクラシック音楽の分野では、どのような作品が重要な位置をしめるのでしょうか？

O.P.：僕たちの今回のドイツでの演奏旅行では、マクシム・ベレゾフスキー〔1745～1777〕の《交響曲第一番》を演奏します。彼は18世紀のウクライナの作曲家で、ボローニャで作曲を学びました。彼は、きわめてヨーロッパ的な趣味に適合した音楽を書いており、その作品は、バロックと古典主義との間を行き来していると言えます。ボリス・リャトシンスキー〔1895～1963〕の作品からは、《交響曲第三番》を選びました。彼は、疑いなく20世紀のウクライナを代表する作曲家です。この《第三番》を、彼は第二次世界大戦のあとに書きました。リャトシンスキーが書いた交響曲作品は、質的にきわめて高いものです。それから今回の演奏会では、フランスのエルネスト・ショーソン〔1855～1899〕のヴァイオリンとオーケストラのための《詩曲》も取り上げます。さらに、忘れてはならない作曲家として、ヴァレンティン・ヴァシリョヴィチ・シルヴェストロフ〔1937～〕を挙げなければなりません。かれの作風は、アヴァンギャルド（前衛音楽）から単純さを追求する新たな音楽への変化を示しています。それからまた、僕は何人かの友人たちについて、彼らこそはウクライナの次代を担う作曲家として台頭するであろうと信じているところです。

O.N.：ウクライナの音楽には、きわめて独特なサウンドがあるのでしょうか？

O.P.：当然と言えば当然ですが、それが妥当するのはとりわけウクライナの民謡です。しかし、僕たちはそれをオリジナルな形で演奏するのではなく、新たにアレンジされた形で演奏します。僕たちは、そのようにアレンジされた民謡から、ウクライナの芸術のみの持つ独自性を表現し、かつ、それを維持する、何か新しいものを創り出そうと考えているのです。それに対して、僕たち自身が書く音楽作品の場合には、ヨーロッパのさまざまな伝統に立脚しています——それというのも、そうした伝統は普遍的な性格を持ち、どこであっても理解されることができ、そしてすべての人びとの琴線に触れることができるからです。

O.N.：この月曜日、プシェニフニコフさんはキエフ交響楽団とドイツでの演奏旅行に出発されます。しかし、この40年以上もの伝統を持つオーケストラには、現在、突如として、あるいはこ

れ以上存続するのは不可能ではないか、という危険が迫っています。今回の演奏旅行が、解体という事態からオーケストラを守ってくれるのでしょうか？

O.P.: オーケストラが解体される危険性、もしくはそれに対する不安は、いまのこの戦時状況のゆえに出現することになったものです。僕たちのオーケストラの本来の練習場は、そこがロシア軍の爆撃の標的となり得る建物の一部であることから、もはや僕たちはキエフではリハーサルを行うことができなくなりました。ともあれ、今回のドイツへの演奏旅行のあと、事態がどう進むかはわかりません。いまのところはまだ、僕たちは引き続き給与を得ており、練習は、各自がそれぞれの自宅で行っています。

O.N.: 皆さんは、皆さんの民族の文化使節です。皆さんがドイツに、そしてまたヨーロッパの他の国々に伝えるべきメッセージは、どのようなものでしょうか？

O.P.: 僕たちは、たんにいま生きている人びとの声であるのみならず、死者たちの声でもあります。僕たちが世界に示したく思うのは、この戦争においては人権と言論の自由こそが本質的な問題だということです。さらには、僕たちの文化です。そしてまた、すべての人間は、主権と独立とを確立した国で、自由に、そしてまた自決権を持って生きることを望んでいるということです——抑圧と暴力と死から自由に。

O.N.: 皆さんは、ロシアの芸術家たちに対しても、この戦争の本質について明らかにしたく思っておられるのでしょうか？

O.P.: いまのところ、僕たちのオーケストラは、ロシアの音楽家たちとのコンタクトを持っておりません。僕個人についてもそうです。一つには、2014年以降、ロシアのアーティストや文化組織と関係を結ぶことがきわめて困難になったということもありますが、しかしまた他方、先方から僕たちとコンタクトを取ろうということがまったくなかったからでもあります。

O.N.: 現在のような凄まじい非常事態のなかで、一人のアーティストとしてそれに美的感性を以て対峙するというのは、プシェニフニコフさんにとって困難なことでしょうか？

O.P.: 僕自身は、きわめて混乱し、動揺する感情や瞬間を受け止めようと試みてはいます。とはいえ、戦争が進行するただ中で、肉体的にも精神的にも健康と体調を維持するのは至難の業です。

O.N.: 皆さんの仲間であるアーティストで、国家の防衛のために芸術を犠牲にした方々は多くおられるのでしょうか？

O.P.: いえ、けっして多くはありません。おそらく100人に1人ぐらいだと思います。大部分は、音楽家のままです。

O.N.: ドイツでの演奏旅行のあと、オーケストラはウクライナに帰ることになるのでしょうか？

O.P.: はい。僕たちは、キエフや他の町に帰らなければなりません。ただし、僕たちがふたたび聴衆の前で演奏できるかどうか、コンサートを開催できるかどうかは、僕にもわかりません。もちろん、それができることを切望していますが。

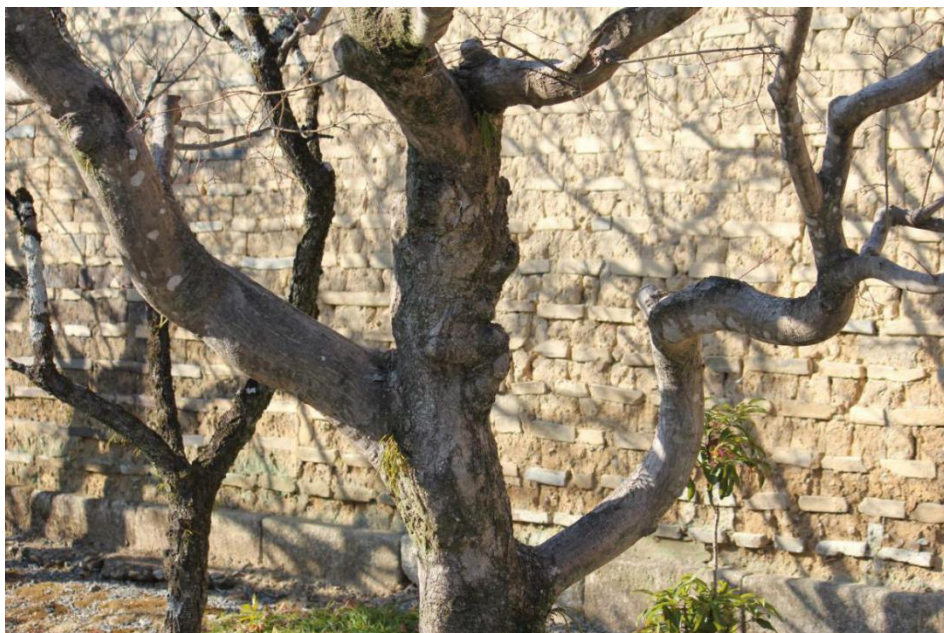
O.N.: もし戦争がこれからさらにエスカレートすることになれば、ご自身も武器を取って戦おうとなさいますか？

O.P.：（長い黙考のあと）ええ・・・はい。それというのも、これは生き残りを賭けた戦いだからです。つまりは、すべてのウクライナ人にとって、生き残るか否かが問題だということです。たんに僕たちの国家が存在するか否かではなく、僕たちの民族の独立と自決権こそが本質的な問題なのです。

【訳者後記】

危機の時代には、それに対抗すべくさまざまな領域で若い俊英たちが台頭する——もしくは、台頭せざるを得ない——というのは、歴史の大勢なのには違いない。ウクライナのまだ学生でもある22歳のアーティストとのこのインタビューを読むと、そのことが強烈に意識される（危機の時代であるにも関わらず、そうした若い人材が輩出する気配がないということは、その「地域」が「冬の時代」もしくは「死の時代」に支配されていることを意味する）。ロシアの大軍に蹂躪されるウクライナの人びとが、地獄においても生き延びること、そして、このヴァイオリニストのような若い俊英たちが狂犬の発する砲弾や銃弾の犠牲とならぬことを、ただただ祈るのみである。

（てるい ひでき）



核による自然・人間の支配

——ロシア軍によるウクライナ原発攻撃 ・占拠をうけて——

青水 司

1. 原発（核発電）の位置づけ

ロシア軍は2022年2月24日ウクライナに侵攻したが、同じ24日、1986年に過酷事故を起こしたチョルノービリ（チェルノブイリ）原発を（攻撃は不明）・占拠したこと¹⁾、さらに3月4日、ヨーロッパ最大のザポリージャ（ザポロジエ）原発を攻撃、火災を発生させ占拠したこと²⁾が明らかになった。ロシア軍侵攻当時、ウクライナが設置する全15基の原発のうち13基が稼働中で、国内全電力の54%を占め、世界第8位の「原発大国」（2021年1月現在1,381.8万kw）である。このような事態をまえにして、わたしたちは、ロシアのウクライナ侵略を「戦争と原発」を正面から考えざるをえないことになった（後述のように、実は過去にもその機会があったが、重視されてこなかった）。

一般に、原発は「平和利用」として、原爆の軍事利用と区別されてきたが、ロシア軍が原発施設をも攻撃・占拠した現実はこの区別がふさわしくないことをあらためて明らかにした。それとともに、日本政府が2011年の福島第1原発過酷事故（以下3.11とする）後も脱原発に踏み切ることなく、再稼働を増やしていること（2022年4月現在稼働中10基、うち定期点検中など5基）の重大性がさらに明らかになった。しかも、2030年までに全電力の20～22%までさらに再稼働、新設稼働を増やそうとしているが、これも3.11の過酷さ、その後の被災者の困難を考えれば、あってはならないことである。しかも、わたしたちがこの再稼働路線を食い止められていないことも重大である。

ところで、1999年9月には茨城県東海村のJCO社（核燃料加工施設）において、臨界（核分裂反応が持続的に起こること）を防ぐための「形状管理³⁾」がなされていない作業工程で日本で初めて臨界事故が発生し、3人の労働者が大量の放射線被ばくを受け、うち2人が原爆にうたれたような無残な姿で亡くなった。そして原発が根底では原爆と統一して捉えるべきだということを見せつけられた⁴⁾。このような事態は原発は安全とは程遠く、「平和利用」とはとうてい言えない。ふりかえってみれば、1995年12月の高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故に始まり、97年3月の東海再処理工場のアスファルト固化処理施設の火災爆発事故に続く3段階目に起こったずさんな人為的事故である⁵⁾。さらに、1981年6月、イスラエルの空軍機が建設中のイラクの原子炉「オシラック」を爆撃し、破壊した。幸い核燃料がまだ装荷されておらず、大きな放射能災害には至らなかった⁶⁾。しかし、現実にはロシア軍の砲撃を受けたザポリージャ原発1号機は定期点検中で稼働に準じる状態にあり、核燃料は装荷されていた。幸い放射能災害は起こっていないようだが（不明）、その後も占拠されたままであり、これから放射能災害が起こる危険性は大きいにある。そうなれば、核兵器が使われなくても核戦争なみの惨事になりかねない。日本政府やメディアはロシアによる原発の攻撃・占拠の直後以外は、化学兵器・生物兵器や核兵器ばかり問題にしているが、ウクライナの原発も上述のJCOの原子力施設なども「平和利用」どころか

核兵器と同様に安全を保障されていないことを忘れてはならないだろう。

2. 核による自然・人間の支配

吉岡斉は、現代文明は本質的に暴走状態にあり、戦争、環境破壊などにみられるように、地球的・人類的視点からすると、近い将来に破局にいたるであろうことは否定できない。そして現代科学技術が良きにつけ悪きにつけその現代文明の推進力として重要な役割を果たしている。その科学技術の「健全さ」（パフォーマンスと効率がよい）そのものが、社会問題の源泉になっている。さらに、科学は認識論的には合理主義の権化ではあっても、社会科学的には本質的に非合理で、自分自身を制御できないと指摘している⁷⁾。その上で高木仁三郎は、現代技術は非常にアクティブで自然を改造しようとし、いったんそれが破たんすれば大事故にもつながるし、戦争の道具にも使われるように強力である。とりわけ「原発というのはアクティビズムの極致の技術だから自然の法則に逆らって人間が非常に巨大な能動的な装置を持ち込み、自然界を制御しているようなところがある」と付け加えている⁸⁾。原子核分裂によって巨大なエネルギーと無害化できない放射性物質（核のゴミ）を発生するという意味で、核（核兵器と核発電＝原発）は科学技術の極致であり、自然の法則に逆らい自然・人間を支配する。

核を利用した権力支配においては、第1に、軍事利用としての核兵器は国家権力によって自然を破壊し、世界の民衆を支配するのであり、その現実アメリカによる広島・長崎への原爆投下にはじまり、ウクライナにおけるロシアによる核脅迫があり、さらに核戦争さえ現実化する危険まである。第2に、産業利用としての核発電は「平和利用」などではなく、常に放射能の危険が存在する。上述のJC0などにおける構造的危険性、3.11のような地震や火山などによる事故の危険性、そして、事故がなくても多数の被ばく労働者が放射線被ばくしガン死するという本質的欠陥があり、温廃水による環境破壊、半世紀以上処分できない放射性廃棄物問題、そして上述の戦争による原発の爆発や放射能災害など、巨大なエネルギーを利用する資本による自然・人間の支配である。

このように、軍事利用であろうと産業利用であろうとその基礎にあるものの同質性と相違を包括的・統一的に捉える必要がある。それは、究極の科学技術としての核の支配である。核兵器も核発電も原子核の分裂によって巨大なエネルギーと放射性物質（死の灰）を発生させるが、それは物理学の世界、核的な世界に固有である。地球（自然と生物）の世界は原子核の安定によって成り立ち自然的・生物的原理に支配されている⁹⁾。

このような、核の自然・人間に対する支配をもとにして、核を利用した権力・資本の支配が強まっていることを確認する必要がある。

3. 原発攻撃への対応

そしてこのような現実をまえにして3月4日、ザポリージャ原発をロシア軍が砲撃・占拠したことをうけ、当日国連安保理事会では各国が「核テロ行為だ」「ジュネーブ条約第1議定書違反だ（原発などを攻撃し重大な損害をもたらす）」とロシアを批判した。また3月23日、ウクライナのゼレンスキー大統領は、日本の国会に向けたオンライン演説でチョルノービリ原発の占拠に対し「ロシアは核物質の処理場を戦場に変えた」と強く批判したが、現実にはロシア兵が高線量被ばくさせたかもしれない。ウクライナがロシアを撤退させることを心から願うが、その暁にはエネルギー政策を再検討し、「原発大国」政策をぜひ止めることを望む。日本国内でも多くの組織がロシアによる原発攻撃・占拠に抗議し、ロシア軍の撤退を求めている（原子力資料情報室、原子力市民委員会、原発ゼロの会・大阪、原発反対の会・吹田、日本共産党など）。

ところが、日本科学者会議幹事会声明（2022年2月27日）、日本科学者会議東京支部常任幹事会声明（2022年3月17日）のいずれも、ロシア軍による2月24日のチョルノービリ原発の占

拠、3月4日のザポリージャ原発の攻撃・占拠を取り上げず、抗議もせず撤退も要求していない。なお、「日本科学者会議東京支部第56回大会議案」には「ロシア軍は原発を攻撃し」という記述があるだけである。「日本科学者会議第53回定期大会議案」には原発の攻撃についての記述さえない。さらに、『日本の科学者』57(5) (2022)にはロシアのウクライナ軍事侵攻についていくつかの〈ひろば〉評論、〈資料〉声明などが掲載されているが、「原発」という言葉すら出てこない。

以上で述べたことから、チョルノービリ原発過酷事故、福島第1原発過酷事故、そしてロシア軍によるウクライナの原発への攻撃をふりかえり、核の自然・人間に対する支配を包括的・統一的に捉えることによって、核そのものを否定し、核のない社会を展望できるのではないか。

注記

1) チョルノービリ原発はご存じのように1986年過酷事故を起こした原発であり、多くの人が放射線被ばくによって死傷した。今回のロシア軍の占拠でも、①IAEA（国際原子力機関）には3月31日高線量被ばくを受けたロシア兵がベラルーシの放射線関連の医療施設に運ばれたとの報告がある（未確認）。また、②同31日「国家専門企業チョルノービリ原発」はSNSで「午後8時ころロシア軍が撤退した」ことを正式発表したとある。①と②が突然で同日であり関連しているのであれば、ロシア兵によって放射性物質の放出か漏えいが起こった可能性がある。なお、その後チョルノービリの職員からその関連を示す情報がもたらされている。（日本原子力産業協会

https://www.jaif.or.jp/information/ukraine_npps 原子力資料情報室 <https://cnic.jp/41496>
最終閲覧 2022年4月15日、注2も同じ）

2) ザポリージャ原発は、6基ある欧州最大の原発で、「ウクライナ緊急事態庁」によれば3月4日未明、ロシア軍が1号機（定期点検中）を砲弾で攻撃し、また原子炉からは独立した訓練棟で火災が発生したが、鎮火したという。IAEA グロシー事務局長によれば、ロシア軍に占拠されたが、原子力発電所は通常のスタッフによって運転され放射性物質の放出はない。占拠後2、4号機が稼働中である。

3) ウランを取り扱う設備を物理的に臨界が起こり得ないような形状にすることである。ところが、JCOでは「形状管理」がされていず、悲惨な事故になった。核燃料物質は臨界形状に制限をつけておけば、決して臨界にならない。「仮に作業員がどんなにミスをして、原子力ではフル・プルーフ（誤っても安全性は確保）になっているので安全だ」と言ってきたのは、国（原子力安全委員会）と原子力産業だった。しかし、実際に臨界事故を起こした沈殿槽は140リットルもの容量があった。安全審査においてもこの沈殿槽は「質量管理」でよいとされていた。しかも、原子力安全委員会もこの施設を許可していたのである。（小出裕章『隠される原子力—核の真実—』創史社、2010年、「1章 被曝の影響と恐ろしさ」参照。なお、高木仁三郎『原子力神話からの解放—日本を滅ぼす九つの呪縛』講談社α文庫、2011年（初出、同名書、光文社、2000年）「プロローグ」も参照）。

4) 亡くなった2人の労働者の被ばく量は10、18グレイ当量と評価された（8グレイでほぼ100%死亡）。さらに、事故中心地から半径350m圏内の住民に避難勧告が出され、半径10km圏内の約31万人に屋内退避が呼びかけられた。その結果、1mSv以上の被ばく者は125名、被ばく者総数は667名に達した（「原子力安全委員会・ウラン加工工場臨界事故調査委員会」以下「事故調」と略す）。「事故調」はわずか数カ月後の1999年末に調査を終え、事故の直接の原因はすべて作業員の「逸脱行為」（ステンレス製バケツの使用）にあるとした。国や原子力安全委員会の責任

をまったく問うことなく被害者である作業者に責任を転嫁した。3) で述べたように、バケツの使用は「臨界事故」の原因ではない。問題は、とりわけ「事故調」で構造的欠陥が明らかにされなかったことである。

5) もんじゅの冷却材にナトリウムを使うが、「絶対にナトリウムは漏れない」と言っていたナトリウムが漏れ火災を起こした欠陥の調査は2年近くかかっても究明できなかった。そして、もんじゅは1兆円以上の税金を無駄遣いにして3.11後にやっと破たんした。また、東海のアスファルト固化施設事故には1年足らず、JCO事故の調査にはわずか3ヵ月、国（原子力安全委員会）や原子力産業の構造的欠陥や逸脱行為を明らかにすることなく蓋をしてしまった。これらは、原子力施設の構造的欠陥と原子力安全委員会の安全に対する責任の欠如を明らかにし、21世紀に頻発する東電トラブル隠し（29件の改ざん・隠ぺい）などを経て、中越沖地震による海底活断層を隠ぺいした柏崎刈羽原発事故（2007年）そして3.11が現実となったのである。

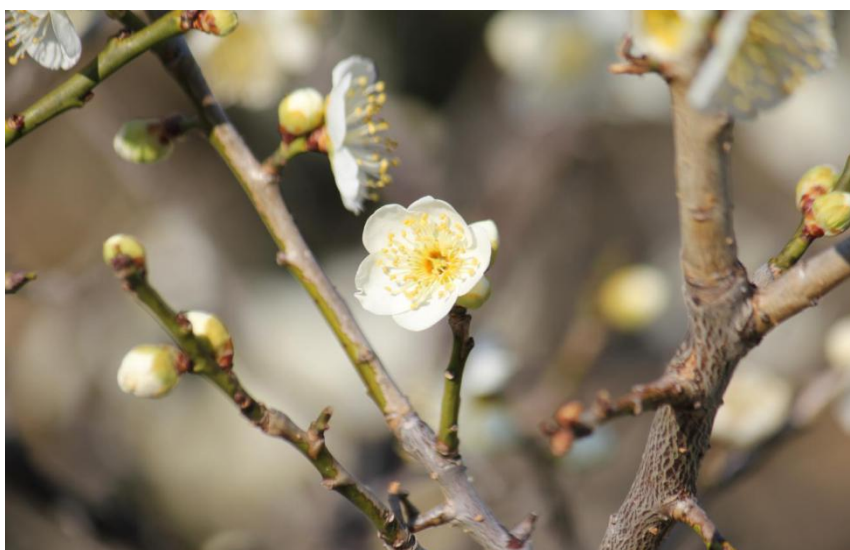
6) これに関して、アメリカの弁護士D・シーゲルの「原発が攻撃に対し守られていない」という異議に対し米原子力委員会は「近代兵器の全般に及んで、原子炉をその攻撃から守るように設計することは、現実的ではない」。つまり戦争が起こって攻撃されても仕方がないと言っている（高木仁三郎『核時代を生きる』講談社、1983年、166～167p）。原発が建設中に前もって破壊することを意図したという説もある。しかし問題は、原発が近代兵器の攻撃から守れないという危険性を持っていることである。なお、原子炉格納容器はかなり堅固だが、3.11のように冷却水が喪失すれば、不可避免的にメルトダウンが発生することの危険性が大きいことが現実にはっきりした。

7) 吉岡斉『現代文明の暴走過程』海鳴社、1991年、5、64ページ。

8) 高木仁三郎『原発事故はなぜくりかえすのか』岩波新書、2000年、179ページ。

9) 高木仁三郎『核時代を生きる』講談社現代新書、1983年、「第6章生活思想としての反核」参照。

（あおみ つかさ）



「ドイツ連邦首相オラフ・ショルツ への公開書簡」をめぐって

照井 日出喜

ドイツ連邦首相 殿

拝啓

わたくしたちは、貴方がこれまでいくつかの危険についてきわめて厳格にとらえてこられたことに対して、歓迎の意を表するものであります。すなわち、一つは、ウクライナ国内の戦争の拡大の危険であり、二つには、ヨーロッパ全体への戦争の拡大の危険であり、そして三つには、まさしく第三次世界大戦の勃発の危険であります。したがって、わたくしたちは、貴方が当初示しておられた立場を想起され、直接的であれ間接的であれ、ウクライナにこれ以上の重武器を引き渡されないことを望むものです。むしろわたくしたちは、それとは逆に、現在の戦争を可及的速やかに停戦へといたるべく、すなわち、双方の側が受け入れることのできる妥協へといたるべく、貴方があらゆる手段を講じて努力されることを衷心からお願いするものであります。

もとよりわたくしたちは、ロシアの軍事侵攻が国際法の基本原則に抵触するものであるという判断を共有いたしております。わたくしたちはまた、侵略する相手側の暴力に対して、それに抵抗しつつ回避するという、原理的な政治的・道徳的な義務が存在することについての確信も共有するものであります。しかしながら、そこから派生するものは、すべて、政治倫理が他方においてさまざまに要請するものにおいて制限を受けるものでもあります。

わたくしたちが確信するところによれば、現在、事態は二つのそうした限界線に達しております——一つは、この戦争がエスカレートすることによる危険が、核兵器を伴う武力対立を許容することを断固として禁ずることです。もっとも、重武器の大量の供与そのものが、ドイツ自体を戦争当事国とする危険性を孕むものには違いありません。

第二の限界線は、ウクライナの民間人における破壊と人びとの苦しみの途方もない大きさであります。侵略者に対する正当な抵抗であってさえも、ある時点では、およそ当初の意図をはるかに越えた甚大な犠牲を惹き起こすことになります。

わたくしたちは、二重の錯誤について、警告を発するものであります——一つは、核兵器を伴う武力対立へとエスカレートする戦争の危険への責任は、侵略という事態を惹き起こした侵略者の側のみにあり、そうした危険の可能性を知りながらも、そのような犯罪的行為への動機を侵略者に与える側にはない、とする錯誤であり、もう一つは、ウクライナの民間人における人命という「損失」がさらに拡大することに対して道徳的に責任を取るということの決定が、ただ彼らの政府の権限にのみ属する、という錯誤であります。道徳的に拘束力を持つさまざまな規範は、普遍的な性格を有するものにほかなりません。

現在の状況において加速度的にエスカレートする軍備の拡大は、とりわけ地球規模における健康と気候変動に対しても破滅的な帰結をもたらす世界的な軍拡競争の開始を意味することになりかねません。なすべきことは、さまざまな相違を持ちながらも、世界の平和を実現するために努力を傾けることです。ヨーロッパにおいてその端緒が見られる共通の多様性というものこそは、そのための模範となるものであります。

敬愛する連邦首相殿、わたくしたちは、ほかならぬドイツの首相こそは、歴史の審判に対しても長くその有効性を維持できるような解決に向けて、決定的な役割を果たすことができるものと確信しております。それは、たんに今日のドイツの（経済的な）力という観点からのみならず、ドイツの歴史的な責任というものに鑑みて、そしてまた、世界の平和な未来への希望において、言えることであります。

わたくしたちは、貴方への期待と信頼の念とを表明するものであります。

敬具

I

2022年4月22日、28名の最初の署名者名簿とともに、SPD（ドイツ社会民主党）の内閣首班であるオラフ・ショルツへの「公開書簡」が発表され、これには世界の誰もが賛同の意思表示の署名ができるようになっていく。この最初の28名の署名者には、著名な作家・文筆家・研究者・俳優等が含まれているとのことであるが、わたし自身は、戦後ドイツの文学界を牽引した一人であるとされる作家のマルティン・ヴァルザー（95歳）、かつて若かりし頃はアドルフのもとにあり、その後、オスカー・ネークトと幾冊かの共著をも出版しているアレクサンダー・クルーゲ（90歳）、ベルリンの劇場シャウビューネの俳優で、この劇場の文字通りのロングランである《ハムレット》の主演でもあるラルス・アイディンガー、同じく俳優のエトガー・ゼルゲ、神学者であるとともに緑の党の活動家であるアンチェ・フォルマー、東ドイツの人気シンガーソングライターにして秘密警察の情報提供者でもあり、若くして生涯を閉じたゲアハルト・グンダーマンの矛盾に満ちた生涯を描いた伝記映画《グンダーマン》（2018年）の監督であるアンドレアス・ドレーゼンの、わずかに6名の名を知るのみである。

しかし、この「公開書簡」には、メディアの報道によると、各方面から厳しい批判が寄せられることになった。それというのも、この「書簡」は、それまではウクライナへの重武器の供給に

躊躇し、軍事予算の大幅な拡大に対しても慎重な姿勢を見せていたSPD（ドイツ社会民主党）のシュルツ連邦首相が、それまでの方針を一変させたことに対する批判もしくは糾弾の意味を込めたものであったからであり、その方針転換には、最大野党のCDU（キリスト教民主同盟）からの圧力は「当然」のこととして、連立与党である緑の党とFDP（自由民主党）からの圧力も加わっており、要するに、さまざまな潮流を持つSPDが全体として どれほど真剣にこうした圧力に対抗しようとしていたのか、わたしには不明であるが、いずれにしても、首相はかなりの程度まで「四面楚歌」の状態にあったとは言えるのかも知れない。少なくとも政党間の力関係（それが「世論」をそのまま反映しているか否かは、わたしには不明である）からすれば、こうした方針転換こそは承認されるべきものであり、それに異議を申し立てるこうした「公開書簡」は、少なからぬ方面からは批判の対象となるべきものであったということである。

この「書簡」への批判を意図したべつの「公開書簡」も公表されており、それには、この「通信」前号の「ドイツ——反戦を掲げる劇場」に登場した、緑の党のメンバーでロシア出身のピアニストであるイゴール・レヴィットや、つい先ごろまでドイツ・ペンクラブ会長であったデニズ・ユーセル（その辞任をめぐるゴタゴタにも、ウクライナ侵略戦争が関わるのだが）、さらには、ノーベル文学賞受賞者であるヘルタ・ミュラーも署名しており、基本的には、「君たちはウクライナを見殺しにするのか？」というイメージの批判である。要するに、ロシアの侵略戦争に反対する点では一致するものの、ウクライナへの重武器等のさらなる供与や、それに伴うことにもなる軍事予算の大幅な増額（客観的には、NATOへのさらなる「従属」）といった具体的な施策をめぐることは、当然のことながら、さまざまな見解の相違が噴出するということである。現に進行する戦争という危機にあっては、反侵略戦争という意図は共通でありながらも、具体的な政策をめぐる論争が前面に出て来ざるを得ず、そこでの選択を迫られるのであり、そこで綺麗事を大上段に振りかぶってみたところで意味はない。

II

わたしにとっての関心は、一つには緑の党の活動家が双方の「陣営」に分かれて署名者となっているということであり、二つには、この重要な時期におけるドイツ左翼党の影の薄さである。

冒頭の「書簡」に署名したアンチェ・フォルマーは、緑の党の実質的な創生期（1980年代）からの活動家であり、当時は、ペトラ・ケリー（彼女は、40代の若さで悲劇的な死を遂げたと想像されている）やユッタ・ディトフルトといった、きわめてラディカルなメンバーが「原理派（Fundos）」を構成し、行政に対する大小さまざまな「市民運動」をメインに展開するグループ（「現実派（Realos）」）とは異なり、エコロジー・平和主義・人権（とりわけフェミニズム的な女性の人権）の三つを中心的な柱として、権力に対する激しい論戦を展開していた。しかしやがて、党内での路線が変質を遂げ、ディトフルトをはじめとする「原理派」のメンバーは、1990年代に入って次々と離党し、それに伴って、エコロジー以外の主張は後景に退くことになる。ラディカルなメンバーが消えた緑の党は、「中道左派」というよりは「中道」のみとなったわけであり、したがって、連邦段階であれ州議会レベルであれ、第一党にはなったものの単独では過半数を制することのできぬCDU（キリスト教民主同盟）やSPD（ドイツ社会民主党）のいずれかと、その都度、連立を組み、政権の補完勢力となることがきわめて普通の現象となっていくのであり、いわば「プラグマティックな政党」へと変貌を遂げることになる。

冒頭の「公開書簡」の最初の署名者の一人であるフォルマーは、したがって、現在の緑の党のなかでは完全な少数派であり、彼女自身は党に留まることを明言してはいるものの、今回の緑の党の「戦争推進路線」と平和主義の放棄は、彼女自身の「個人的な敗北」である旨、その心情を

吐露している（もちろん、党のそうした変質は、すでに30年以上も前からのものであるが）。

冒頭の「公開書簡」に賛意を示すであろう政党は、本来的には左翼党のみである。そもそも NATO からの離脱を主張する政党であり（かつての緑の党も、この主張を掲げていたとのことであるが）、したがって、ドイツ国内における NATO の核兵器の配備（「共有」）に対しても反対の意思表示が明確にできる勢力も、現在ではこのみであろう。くわえて、軍事予算の大幅な増大は、当然、なんらかの財政措置によって補填される必要があり、ドイツの場合は、日本とは異なり、なにかあればまずはともかく文化予算をぶった切るという「習慣」は、一応、希薄であるとはいえ、しかし、さまざまな予算がさまざまな形で削減されることが予想されるうえに、最終的には増税によって帳尻を合わせることが最も「現実的な施策」である。物価上昇と増税ということになれば、現在の SPD 政権への批判が噴き出すことになるであろうから、あるいはまた「政権交代」となるのかも知れない。

ともあれ、シュルツ首相の重武器供与と大幅な軍拡予算への慎重な態度を側面から援護すべき左翼党は、昨年の連邦議会選挙における敗北による大幅な議席減と、それ以降の州議会選挙の壊滅的な敗北等が示すように、いわば超低空飛行が続いており、その援護射撃も弱体化したものであったであろうと想像される（もとより、議会は所詮は数であり、理念の高邁さが決定権を持つわけではない）。

2022年3月27日のザールラント州議会選挙は、SPD（ドイツ社会民主党）の圧勝であり、左翼党の壊滅的な敗北（むしろ「壊滅」そのもの）であった。ザールラントは、人口が100万人に満たぬ小州であるが、ともあれ SPD は、前回2017年の29.6%から43.5%へと躍進し、前回の第一党であった CDU（キリスト教民主同盟）が40.7%から28.5%に激減したことで、第一党となる。左翼党は、前回の12.8%から2.6%へと「墜落」し、もちろん、得票率5%以下の政党は議席を得られないという5%条項に引っかかって、議会からは消滅する。左翼党の減った分のほとんどは、多分、SPD に向かったのであろうが、この時の選挙では、緑の党と FDP（ドイツ自由民主党）も、いずれも5%に達せず、枕を並べて討ち死にする（緑の党は、4.995%で、23票の不足）。したがってここでは、SPD、CDU、それに極右の AfD（ドイツのための選択肢）の3党のみが州議会の議席を得る事態となっている。

左翼党の壊滅的な敗北には、オスカー・ラフォンテーヌの離党をめぐるゴタゴタがあったと言われている。かつては SPD 左派の重要なメンバーであったラフォンテーヌは、その後、2007年6月の SPD の左派と当時の PDS（民主的社会主義党）との合同（左翼党の結成）の立役者の一人であり、左翼党が旧西ドイツに地歩を築き始めたのは、ほかならぬこの合同のゆえであった。しかし、とりわけ昨年辺りから、州の党内での不協和音が聞こえ始め、彼の離党による混乱は、たんにザールラント州のみならず、当然のこととして全国的なレベルでの退潮に作用することになる。

同じく今年の5月8日のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州（人口291万人）と、5月15日のノルトライン・ヴェストファーレン州（約1800万人）の州議会選挙では、逆に CDU（キリスト教民主同盟）がいずれも SPD に大きく水を開けて第一党となる。前者では、CDU が前回2017年の32%から43.4%、SPD が31.2%から16%へと大きく後退し、12.9%から18.3%まで伸びた緑の党にも破れて第三党に転落する。後者では、CDU は33%から35.7%へと漸増し、SPD は31.2%から26.7%へと後退するものの、緑の党が6.4%から18.2%へとほぼ三倍となり、文字通り躍進する。

州議会選挙はあくまでも地方選挙であり、直接的に国政および政権の政策を反映するものではないが、しかし、4月に入ってから CDU と緑の党への「支持」は、あるいは軍備拡張に慎重なシュルツ首相に対する「圧力」の意味が多少なりともあったのではないかと、わたしには想像され

る。

左翼党は、前者では3.8%から1.7%、後者では4.9%から2.1%へと半減し、それぞれ得票率はきわめて低空飛行のままであった。

しかも、左翼党の共同党首の一人であったズザンナ・ヘニヒ＝ヴェルソウが4月下旬に突如として辞任するにいたり、党は、ヨーロッパ全体が悲惨にして非人間的な事態に総力を上げて対峙しなければならぬまさにこの時期に、みずからが深刻な危機に陥っているのであり、一部のメディアでは、「左翼党の解党」が見出しを飾るほどであった。

いずれにしても、現実の強固な岩盤に風穴を開けて平和主義を貫くのは——もしくは、貫こうとするのは、現実の運動を展開する勢力のみである。緑の党にはもはやそうした意志の存在を期待することは不可能であるが、左翼党の「再建」は、なによりも対NATOという意味において、これからのドイツのみならず、ヨーロッパの政治における全体的な世論形成という観点から少なからぬ意義を持つであろうことを期待している。

(てるい ひでき)



クラフト市

(ドイツカフェ みときや)

ひとりごと

2021年11月号に投稿した「ドイツカフェ みときや」で5月15日、例年、土・日、2日間の開催を日曜日一日に縮小しての2年半ぶりのクラフト市が開催されました。

5月の連休後でコロナの患者数が増えてきた中でしたが多くの出店者、そしてこの時間を待っていて下さった多くのお客様と賑やかに心暖まる時を過ごすことができました。

この日は沖縄復帰50年の日でもあり、沖縄出身の方のバイオリンで聞く沖縄の曲は心の奥に響くものでした。

この日に開催したクラフト市、意味のある事であったと思いました。

沖縄、長崎、広島、私達は忘れてはならないと強く思いを新たにしたい一日でした。

(ひとりごと)



ネーションからアソシエーションニズムへ

——T さんへ——

篠原三郎

一

T さん 先便からのつづきです。とはいってもただの焼き直しかもしれません。カントではありませんが、「永遠平和のために」世界共和国への道筋を自分なりに納得いくように改めて考えてみたくなっていたからなんです。それは同時にネーションのなかで生きざるをえないわたしたちは今、どうあるべきかという問いかけでもあると思えたからです。

そんなことを念頭に、まずは柄谷行人さんの交換様式論を当面の問題に関わる限りで見直してみたくもなったのです。

ご承知のように、柄谷さんは方々で書いていることなのですが、お馴染みの、例の『世界共和国へー資本＝ネーション＝国家を超えて』（岩波新書、2006 年）からまず援用してみます。わたしの気に入っている箇所でもあります。長くなりますけど、いつものごとく、わたし自身の勉強のためのものでもあり、ご勘弁してください。

「悟性と感性の分裂ということは、具体的にいうと、ひとが自分でそう考えているのとは違った在り方を現にしているということです。たとえば、資本制社会では誰でも平等だと考えられているのですが、現実には不平等である。とすれば、悟性と感性の分裂が現にあるわけです。その分裂を想像力によって超えようとすれば、文学作品が生まれる。文学による総合が「想像的」なものだということは、誰も否定しないでしょう。

しかし、ネーションもそのような意味で「想像的」な共同体なのです。ネーションにおいては、現実の資本主義経済がもたらす格差、自由と平等の欠如が、想像的に補填され解消されています。また、ネーションにおいては、支配の装置である国家とは異なる、互酬的な共同体が想像されています。こうして、ネーションは、国家と資本主義経済という異なる交換原理に立つものを想像的に総合するわけです。・・・中略・・・それは、いわば、市民社会＝市場経済（感性）と国家（悟性）がネーション（想像力）によって結ばれているということです。これらはいわば、ボロメオの環をなします。つまり、どれか一つをとると、壊れてしまうような環です。」（174－175 ページ）

二

T さん 柄谷さんの上述のような、「悟性と感性の分裂」があれば、それを超えようとする想像力が働きます。また、柄谷さんが語っているように、資本主義経済がもたらす「格差、自由と平等の欠如」に対して「ネーションにおいては、支配の装置である国家とは異なる、互酬的な共同体が想像」されるでしょう。

しかし T さん 柄谷さんがはっきりそう言いきれるのは（「理念と想像力なき時代」（7 ページ）ではなく）「理念と想像力」があり、それがよく働くような社会的歴史的條件が前提されていることではないでしょうか。

けれども現実をおもうとき、資本主義経済がグローバルに圧倒的な力をもち、国家もそれに寄り添うように機能し、可能なあらゆる手段や制度を利用し、ネーションもそれに見合うごとく形

成されてきているのではないのでしょうか。それが現状ではないのでしょうか。そんなネーション、「想像的」な共同体どころか、わたしには「人工的」（ないしは「擬制的」）なそれにもみえてならないのです。

柄谷さん自身も同著のなかで資本制社会について、つぎのようにも語っている筈です。

「だが、商品にならないものの商品化は、資本にとって内在的な障害であるだけではない。それは、人間をふくむ自然にとっても破壊的なものです。まず人間からいえば、労働力商品としての人間は、家族、共同体、民族などから切断されます。すなわち、互酬的関係をうしなう。人々はそれをナショナリズムや宗教という形でとりかえそうとするでしょうが、それはそれで別の災禍をもたらす。おそらく、商品交換の原理に対してぎりぎりまで抵抗するのは、家族でしょう。しかし、最近では家族の互酬原理さえも解体されつつあります」（151 ページ）。

そのような状況自体、「ボロメオの環」の一つであるネーションが壊れそうなことを意味しています。ネーションの存在、一義的にはみえないのです。しかし、こういうネーションステートの状態から脱けだし、アソシエーショニズムへ近づくためには、わたしたち、どうあるべきなのでしょう。ちなみに、柄谷さんはアソシエーショニズムを、以下のように説明しています。

「アソシエーショニズムは、商品交換の原理が存在するような都市的空間で、国家や共同体の拘束を斥けるとともに、共同体にあった互酬性を高次元で取りかえそうとする運動です。・・・中略・・・自由の互酬性（相互性）を実現することです。つまり、カント的にいえば、「他者を手段としてのみならず同時に目的として扱う」ような社会を実現することです」（179 ページ）。

このようにして実現される社会は、柄谷さんも述べていますが、資本と賃労働の関係が止揚された、マルクスの言う社会主義ですね。この道は想像以上に紆余曲折を経ていくものかもしれませんが、現下のウクライナ問題をはじめ、世界の恒久平和のために希求されなければならない人類の課題と信じます。

T さんのご意見をきかせてください。

永遠の平和を探しカント読むなぜ愚かなるホモ・サピエンス

追伸

その後、『批判的想像力のためにーグローバル時代の日本』（テッサ・モーリス＝スズキ、平凡社、2013 年）に出会いました。想像力にはまさにこの態度が肝要なんですね。後日言及したいと思っています。

2022 年 5 月 21 日、記
(しのはら さぶろう)

【コラム】市民のアソシエーションと

市民革命、再論

——「移行の論理」、「現在の状態を廃止する現実的運動」、「関係の変革」の具体化——

重本冬水

(1)

本紙前号のコラムで「市民のアソシエーションと市民革命」について書きました。中村共一さんが『市民の科学』最新号（12号）で「アソシエーションイズム運動」を書かれています。この内容から今回のコラムのサブタイトルをつけました。中村さんが取り上げ考察されている「移行の論理」、柄谷さんが言う交換様式B、C、つまり国家と資本からの移行、交換様式Dへの「移行の論理」を読ませてもらいながら、前号のコラムの内容を再論してみようと思い立ちました。中村さん、ご教示ありがとうございます。

マルクスの言う「共産主義」とは「現在の状態を廃止する現実的運動」（『ドイツ・イデオロギー』）であることに中村さんは注目しています。「共産主義」とは「現在の状態を廃止する現実的運動」であるに過ぎず、大上段に構えることも大袈裟に考えることも必要ないと思えてきます。だが、この運動は国家と資本の「現在の状態」を是とする者にとっては危険な主義・思想の運動なのでしょう。現国家と大資本のシステムを維持するためには徹底してこの主義・思想を叩かなければならないのです。だが現時点で「共産主義」は叩かれ立ち上がれないほどの「現在の状態」となっています。それでも現国家と大資本にとっては叩き続けなければならない主義・思想、運動なのです。それは何故なのか。

マルクスによれば「共産主義」（コミュニズム）はコンミュン主義です。コンミュン主義（communism）は、友愛と連帯に基づく人間的・共同的なつながりであり、人間同士の自由なつながりを追求する主義です。それは、「現在の状態」＝利害・打算に基づく機械的・利己主義的な社会関係を否定し、また権力主義的・位階制的人間関係の社会秩序を否定する主義です。コンミュン主義（communism）は「現在の状態を廃止する現実的運動」です。それは「現在の状態」を維持しこの状態をさらに「発展」させようとする「新自由主義」、最近では日本の現政権の「新しい資本主義」に対する運動です。ネオリベリズム、ニューキャピタリズムにとっては、コミュニズムは危険極まりない主義・思想なのです。ネオリベとニューキャピは、コミュニズムに対して大上段に構え、その主義・思想を大袈裟に捉えているのです。

この「現実的運動」としての「共産主義」は、ただ、利害・打算に基づく機械的・利己主義的な社会関係から友愛と連帯に基づく人間的・共同的なつながり・人間同士の自由なつながりへの「関係の変革」を目指すものに過ぎないのです。当然の自然の運動なのです。しかしこれまでの「共産主義」の実際はこれと異なり「関係の変革」を大上段に構え大袈裟に捉えたのです。

中村さんが捉える「共産主義」、「国家を超える社会主義」を私はこのように捉えました。この内容をふまえて、「現在の状態を廃止する現実的運動」、そこでの「関係の変革」、そして「移行の論理」を、より具体的で身近な問題として、つまり大上段に構えないで大袈裟に捉えないで考えたいと思います。

(2)

この「移行の論理」を、私は「市民のアソシエーション」の力として議論したいと思います。私が長年所属した「市民のアソシエーション」は大学です。また私が当事者意識をもって、つまり責任をもって取り組まなければならない「現実的運動」の場は大学です。企業でも、医療、福祉、地域、学校、行政でもありません。もちろん、これらの場と大学は密接につながっています。大学の「現在の状態を廃止する現実的運動」を通してこれらの場とつながることが必要です。企業、医療、福祉、地域、学校、行政と同様、大学も「市民のアソシエーション」の場です。「市民のアソシエーション」である大学の「現在の状態を廃止する現実的運動」としての取り組みは他分野・領域との連携・連帯の「アソシエーションイズム運動」でもあると言えます。

しかし、大学は「市民のアソシエーション」から「国家あるいは資本のアソシエーション」へと変質してきました。前回のコラムで述べましたように、現在、「大学ファンド」の設立から「稼げる大学」へと変質させようとしています。かつて、私は「マクドナルド化する大学」を『市民の科学』第2号と『日本の科学者』2010年5月号で指摘しました。「マクドナルド化する大学」は、現在、「稼げる大学」に行き着いています。「大学ファンド」の論理、大学の「資本化」のことであって、そこでは稼がなければ（利益をあげなければ）いけないのです。至上命令です。これは明確に「学問の自由」に反します。10兆円のファンドは株式と債券などで運用するわけですから、当然、利回りで運用していかないといけない。大学の教育・研究を金融システムの中に放り込み、こういった経済的な課題を担わせるわけです。そればかりか、他方で大学の教育・研究自体が金融システムを支え進展させています。経団連、経済同友会などの経営者、知識・文化とは無縁と思われる経済人にとっては、生産性の高い「稼げる大学」、そこでのすぐれた教育・研究を求めているのです。しかし、それは債券とか株式などの論理・運動の縛りがかかってくることは誰の目にも明らかです。

大学が「学問の自由」に基づくのではなく「資本の自由」に基づく（従属させる）政策による「移行の論理」です。国家と資本による「移行の論理」は実に粗雑で乱暴ですが同時に実に巧妙で狡知です。また厚顔無恥です。「大学ファンド」がありであるなら、「福祉ファンド」、「医療ファンド」もありです。「稼げる福祉」、「稼げる医療」も現実味を帯びてきました。これは金融システムを基軸とする現在の社会システムの問題です。この「現在の状態を廃止する現実的運動」を「市民のアソシエーション」の力から考えるしか未来は開かれなないと思います。

(3)

一つの具体的な事例を取り上げます。最近、私は「国際人権規約（A規約）批准と高等教育の漸進的無償化—その経緯および取り組みと今後の課題—」という原稿を書きました（JSPS 科研費基盤研究(C)19K02864＜代表者：渡部昭男 2019-22年度＞、「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究」への寄稿です）。現在の「大学ファンド」、「稼げる大学」に至った歴史的起点を「受益者負担」原則の提唱にあるとして書いた拙稿です。

受益者負担の思想と論理という考えが本格的に導入されたのは、1971年6月に出された中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための施策について」からです。この「答申」の「参考資料」では「高等教育費の受益者負担額の水準」のガイドラインまで具体的

に示されています（田中昌人『日本の高学費をどうするか』新日本出版社、2005年、164ページ）。1971年度までの国立大学の授業料は年額12000円でした。私は1969年度入学で月1000円の授業料でした。ちなみに、当時の下宿の間借りが一畳あたり1000円でしたので、この金額と同額です。私は、4畳半の間借り、トイレと洗面・流し共用、風呂無しの家賃として月4500円を大家さんに手渡しで支払っていました。授業料は1972年度に一気に3倍（36000円）になりました。「急進的高騰化」の始まりはこの年です。上記の「答申」が起点です。それから50年後の2022年の今も受益者負担の思想と論理は大きな力をもっています。

1971年当時、私は学生自治会の委員長として学費値上げ反対運動に取り組んでいました。しかし、この値上げがその後の大学の「市民のアソシエーション」の力を後退させるとまで考えての運動ではありませんでした。ただ、受益者負担の思想と論理とも密接に関係しますが教育の公共性の後退、人権としての教育の後退として、値上げ反対運動に取り組んでいました。

日本の高等教育は1960年代から私学依存が拡大し学生の75～80%が私学に通っています。日本の高等教育政策は私学に大きく依存するという偏った構造を伴って今日に至っています。国際的にみても異常な私学依存比率です。私立大学での教育の公共性をめぐる捉え方が大きな課題として依然として残されています。こうした中、21世紀以降、大学の「市民のアソシエーション」の力の著しい後退が明らかとなってきました。

国立大学は1980年に授業料が180000円へと1971年当時を基準とすれば15倍化し、1987年には300000円へと25倍化し、1993年には411600円へと34.3倍化しました。国立大学法人化の2004年の前年の2003年には520800円へと43.4倍化しました。1980年以降、私立大学も田中昌人の言う学費の「急進的高騰化」が起りましたが国立大学はより顕著です。それは国の高等教育政策として「急進的高騰化」が実行されたということを意味します。

この私学依存の異常さを明示する事例として、私立医学部定員は医学生全体の約40%の比率になっています。医師の養成という極めて公共性の高い教育が私学に大きく依存しています。私立医学部の6年間の学費の平均は約3300万円です。学生の親の多くは医師ですが、多額のローンを組んで入学するケースも増えました。また、同様に公共性の高い歯学部定員は私学が全体の約73%という高い比率になっています。多くの歯学生が通う私立歯学部の6年間の学費の平均は約2800万円です。また、薬学部定員に至っては私学が全体の9割近い異常な高率になっています。私立薬学部の6年間の学費の平均は約1300万円です。これに6年間の生活費と教材費などが加わります。看護学などの医療関係学部、人文・社会科学系学部なども高学費です。

これで日本の大学は「市民のアソシエーション」の場であると言えるのでしょうか。将来の個人的利益を得るための負担として、国は「応分の負担」＝「適正な負担」としてはいますが、市民はこの高学費を受容しているのでしょうか。大学側も高学費を受容しているのでしょうか。この医師・薬剤師養成の高学費は、卒業後に得るであろう個人的利益のための「応分の負担」＝「適正な負担」という考え方からくる政策によるものです。この考えと政策では大学が「市民のアソシエーション」の場とは言えません。高等教育の私学比率は日本が約75%で異常な高率です。アメリカ約27%、中国約23%、ドイツ7.5%、イギリスは0.1%に過ぎません。国鉄をはじめ1980年代に多くの公共的な機関が民営化されました。今や病院、福祉施設も医療・福祉ビジネスの場でもあります。日本の病床数は民間が7割で国公立が3割です。精神病床に至っては9割が民間です。欧米の比率とは逆となっています。

（４）

この国は「市民のアソシエーション」の力を様々な場で衰退させる歴史を辿ってきました。それは「市民のアソシエーション」に代わって「国家と資本のアソシエーション」を人々が受容し

あるいは受容せざるをえない「現実」へと変質していった歴史です。「市民のアソシエーション」の力を高めることが「市民革命」の内実だと思います。「市民革命」を大上段に構え大袈裟に捉える必要はないと思います。

冒頭で述べたことを繰り返しますが、コンミュン主義（communism）は友愛と連帯に基づく人間的・共同的なつながりであり、人間同士の自由なつながりを追求する主義です。それは「現在の状態」＝利害・打算に基づく機械的・利己主義的な社会関係を否定し、権力主義的・位階制的人間関係、そうした社会秩序の「関係の変革」を行う主義です。そして新たな「関係」を創造する「現実的運動」です。この主義と運動は、「現在の状態」を維持しさらに発展させようとする「新自由主義」・「新しい資本主義」にとっては（現国家と大資本にとっては）、自らの存立を脅かす危険な主義・思想なのです。だが、このような危険な主義・思想は今や風前の灯です。2004年の国立大学法人化の時に「日本の大学は死んだ」と海外から言われましたが、「 Kommunismusもまた死んだ」なのでしょう。この主義・思想を恐れる必要がなくなってしまった。そこでは、ただ友愛とつながりの言葉だけが、あたかもプロパガンダ（ある政治的意図の下でのメッセージを繰り返し宣伝・広報しての教化・洗脳）のように空しく声高に語られるのみです。「市民のアソシエーション」の力に成り得ていません。現実には、利害・打算に基づく機械的・利己主義的な社会関係、権力主義的・位階制的人間関係、そうした社会秩序に覆われてしまっています。それ故、他方で、ただ友愛とつながり（共生社会）といった言葉だけが流布され、力なく空しく溢れかえっています。

日本における市民革命は、この「市民のアソシエーション」の力の衰退を止め、その力を広げていくことだと思います。2012年9月に民主党政権下で批准された国際人権規約（社会権規約）第13条2項の「高等教育の漸進的無償化」条項の具体化（国内立法化など）は、この力を広げるために取り組まれている一つと言えます。この「漸進的無償化」条項に拘束されているはずの大学ですが、私がかつて所属した龍谷大学も、13条2項批准後に、この国際人権規約を無視するかのように授業料の値上げを行いました。だが学内の教職員も明確に反対を表明する人は少なかったのです。これが今の「市民のアソシエーション」の力（無力）なのです。

「現在の状態を廃止する現実的運動」であるコンミュン主義（communism）は、国際的な運動であるとともに、足元の身近な運動、友愛と連帯に基づく人間的・共同的なつながりへの「移行の論理」のための思想です。同時に、それは人間同士の自由なつながりへの移行であり、身近な「関係の変革」への移行を市民革命とする市民のアソシエーション運動です。市民革命は大上段に構えた大袈裟な革命ではありません。日常の足元で起こっている大小様々な「現在の状態を廃止する現実的運動」およびそれらの運動の社会連帯・国際連帯です。

「移行の論理」を支えるのが、コンミュン主義（communism）＝アソシエーションニズムですが、友愛と連帯に基づく人間的・共同的なつながりの運動がその内実です。この運動と離れて「移行の論理」は存在しない。思想→論理→運動ではありません。運動＝論理＝思想の三位一体です。この一体は「現在の状態を廃止する現実的運動」が核心です。 Kommunismus（共産主義）はアソシエーションニズム、友愛と連帯に基づく人間的・共同的なつながりの運動のことです。高等教育の「漸進的無償化」はその運動の重要な一つです。医療、福祉の「漸進的無償化」の運動も同様です。こうした運動の中で「市民のアソシエーション」の力を高めていきたいと思います。それが市民革命だと思います。だが未だ市民革命が始まらない日本社会。

（しげもと とうすい）

マルクスとウェークフィールド

竹内真澄

1. 労働のコンビネーションについて

ウェークフィールドは『イギリスとアメリカ』1833年において、A・スミスの分業論を批判し、分業にたいしてよりも根源的なものとしての労働のコンビネーションを対置した。いまや労働のアソシエーションとコンビネーションの区別は、学界の共有財産であるが、そもそもマルクスがどこから労働のコンビネーションの概念を得たかについては、さほど注目されてこなかった。

しかし、この問題は難しい学説史的な探求を要しない。なぜなら、マルクス自身が『資本論』第4篇第11章協業において、P・ヴェリの『経済学に関する考察』とウェークフィールドの『植民の方法に関する一見解』1849、さらにはバークリーの『質問者』1750年などから労働のコンビネーションまたはコンバインドされた労働の概念を得ていることを論じているからである。

この概念の起源を考える場合、協業章以外に第7編資本の蓄積過程の第25章近代植民地理論で、章のほとんどすべてにわたってウェークフィールドの『イギリスとアメリカ』におけるコンバインドされた労働の理論を参照している点も忘れられてはならない。筆者は、まだバークリーやヴェリなどの結合労働論を参照するまでには達していないので、本稿では、ウェークフィールドの労働のコンビネーション論を素材にして、この概念を個別労働者論と所有論とのかかわりで、しかも戦争とかかわらせて考察する。

2. ウェークフィールドのスミス批判

ウェークフィールドはスミスの『国富論』を検討し、有名な分業論を批判した。生産諸力の上昇の原因をスミスは分業 division of labour にもとめ、有名なピン製造を例にとって説明した。スミスの考えにもとづけば、労働を分割するからこそその結合が可能となる。スミスの言葉では、division of labour ゆえに joint labour が成り立つ。ジョイント・レイバーに先行する根源的な概念が分業である。

これにたいして、ウェークフィールドはスミスの理解を批判する。そもそも、個別の作業場内で分業が可能になるためには、それに先立って、一定数の賃労働者が確保されているはずである。そうでなければ分業は起こりようがない。だから企業内分業にとって決定的なことは、一つの資本のもとへの多数の労働者の集積である。

ウェークフィールドは言う。「船を建造したり橋を構築したりする場合と同様、ピンの製造においても大資本を使用することが必要である」(Wakefield, E. G. 1967, England & America, Augustus M. Kelley, p. 26 中野訳『イギリスとアメリカ』日本評論社『世界古典文庫』、30頁)。単独の労働では、船や橋の構築は不可能ではないが、不都合である。この意味で「作業の分化は労働の結合の結果で combination ある」(ibid., p. 26, 訳30頁)「勤労の生産力の改善の一步一步は、明らかに、社会の全成員のコンサートとコンビネーションによるものであった」

(ibid., pp. 25-26, 訳 30 頁) というべきであり、「労働の生産力の第一次の改善こそは、労働の分割ではなくて、労働のコンビネーションであるように思われる」(ibid., p. 25, 訳 29 頁) という。

こうして、労働の分業よりも労働のコンビネーションのほうが根源的であることを指摘したうえで、ウェークフィールドは、コンビネーションを一般的コンビネーションと特殊的コンビネーションに分ける。ふつうに社会的分業と呼ばれているものは、実はそれに依存するところの一般的結合の結果であるし、また企業内分業はそれが依存する特殊的結合の結果である。たとえば、農業と工業の分業は、社会全体をひとつの事業として見れば、農業と工業の結合の産物である。農工の結合が効率的なのは、農業における結合労働の効率よいことの結果、工業人口を養うだけの農業生産力の高さを前提にしている。イギリスは、労働人口の 3 分の 1 以下が農業に従事するだけで工業人口を養うことができる。これは、フランスで人口の 3 分の 2 が農業に従事することやアメリカでは 4 分の 3 が農業に従事することと対照的な農業生産力の高さの帰結であって、ウェークフィールドによれば、農業における資本と労働のコンビネーションが、したがって資本主義的農業の成功が、社会的分業における工業の比率の高さをつくるのである。また、企業内分業についても、同様に結合労働による労働の生産力の高さが前提になって分業がもたらされるのである。

これだけの内容をもってスミスの分業論を批判したものは他に例がなく、したがって、マルクスは強くウェークフィールドの労働のコンビネーション論に惹きつけられたように思われる。そしてこれがマルクスの協業論にとって大きな収穫となった。

3. ウェークフィールドの近代植民地理論とマルクス

マルクスは、協業章でいわば単純協業の効率よさを発見した論者としてウェークフィールドを参照し、そこで「結合労働 kombinierte Arbeit」(MEW, Bd. 23, S. 345, 訳 428 頁) に言及している。しかし、ウェークフィールドは異種の細分化された労働間の結合にも言及しており、マルクスも単純協業ではなく「いろいろな作業を別々の手に分配する」協業について彼から学ぶところがあつたように思われる。

ウェークフィールドの『イギリスとアメリカ』は、結合労働論に依拠して、19 世紀の前半のイギリスの生産力の高さがアメリカの小農主義と際立っていることを論じ、アメリカの生産力の急激な発展をもたらすためには、土地価格を国家統制価格で需給法則よりも高めにひきあげ、小農がなりたたないようにすることで、移民の小農化を阻止することを提言したものであつた。つまり、近代植民のプロレタリア化のすすめを彼は提言したのであつた。しかし、現実のアメリカでは、ウェークフィールドの提言は採用されることはなく(オーストラリアでは採用されたという)、彼はアメリカ植民が失敗だったと酷評している。

マルクスの近代植民理論の章は、結合労働論の応用編として読むならばきわめて興味深い示唆を与える(MEW, Bd. 23, S. 799, 訳 1005 頁)。マルクスは、アメリカにたいするヨーロッパの植民が、第一にヨーロッパの相対的過剰人口のはけ口として、国内貧困問題の解決形態になっていることを指摘する。そのうえで、第二に、国内の貧困圧力をうけて行われる植民化は、アメリカでは土地の供給が大きいために、たえず「今日の賃労働者は明日の独立自営の農民か手工業者になってしまう」(MEW, Bd. 23, S. 797, 訳『資本論』1003 頁) という「弊害」を生む。ここには、個体的私的所有から資本主義的私的所有へ、という蓄積法則からの逸脱、変則がみられるのである。しかし、第三に、ゆくゆくは、アメリカにも資本主義的生産様式が確立され、したがって「自分の労働にもとづく私有の絶滅」がすすんでいくことで、新しい世界にも古いヨーロッパの経済学によって発見されて声高く告げ知らされたあの秘密、すなわち資本主義的生産・蓄積様式の法則が貫徹するであろうと論じたのである。

ウェークフィールドは、労働が販売されることを認めているばかりでなく、素朴な所有論にたって労働者の土地所有を奪うことを積極的に提言した。これにたいしてマルクスは、結合労働が可能になるためには、生産手段から分離された、いわゆる「個別的労働者」が生み出される必要があることを、協業章で詳しく論じたのみでなく、本源的蓄積論で生産手段から切り離される労働者の歴史的創出に取り組み、資本主義的生産様式が正常な軌道で成り立つためには、個体的私的祖裕の絶滅が必要になることを論じた。

したがって学説史的に並べるならば、スミスの分業論よりも根源的なのが、ウェークフィールドの結合労働論であり、それよりさらに根源的なのがマルクスの個別労働者論にもとづく結合労働論であるということになる。結合労働と分業をブルジョア社会の総体のなかで見た場合、資本の蓄積欲を上回る過剰人口がだぶついており、そのなかで個別労働者は自己の労働力を売り、結果的に結合労働が組織され、そのうえで分業が発展するという理解になるであろう。過剰人口→個別労働者→結合労働→分業。この系列は逆にも考えられねばならない。つまり、分業が可能になるためには結合労働が起点とならねばならず、このことによって資本は結合労働にたいする支払いなしに個別労働者への賃金支払いのみをおこなうことで資本蓄積を容易にすすめる。しかも、結合労働分の剰余価値を奪われる個別的労働者は生存ラインまで賃金を引き下げて働いており、彼らは個別的労働者であるからこそ過剰人口による賃金引き下げに一層鈍感となる。

こうして、富と貧困の両極的な蓄積が結果し、富が貧困を、また貧困が富を生むという循環が作動し、しかも貧困の圧力は資本の実現に制約をもたらすので、その圧力はさまざまところにはけ口をもとめるのである。

この意味で、ウェークフィールドの結合労働論を個別的労働者の資本主義的な労働結合として位置づけるだけでなく、結合労働の欠如が起こるというウェークフィールドの説を部分的に認めはするが、けっきょくアメリカ資本主義の正常な軌道が確立されることで結合労働が発展するであろうことを論じたのがマルクスであった。

4. 戦争と近代植民地理論

ヘーゲルは『法哲学』248節で「十分に発達した市民社会は、一散発的なものであれ、組織的なものであれ一植民に駆り立てられる」と論じた。移住民はアメリカやロシアに移住していくという。平子友長氏はヘーゲルの貧困化の理論は植民化の理論と結びついていることを指摘した（平子友長 2007 「西洋近代思想史の批判的再検討ーカント最晩年の政治思想におけるロック批判の脈絡」『思想史と社会史の弁証法ー良知力追悼論集』御茶の水書房）。そして、アメリカに大量のヨーロッパの貧民が植民された理由は、ヨーロッパの貧困層、過剰人口を含む大衆が生産されたことを背景に持つことに注意をうながす。

アメリカは、ヨーロッパの貧困を救済してくれる外在的な安全弁であった。アメリカは、西部開拓が終了するまではこの安全弁の役割を果たしたが、資本主義的生産様式が次第に再生産軌道を支配するようになると、小農をひきうける余地を失った。つまり、ヨーロッパの貧困圧力を一方的に吸収してくれたアメリカという別天地は、翻って、小農を破壊する資本主義の軌道を走る主体になっていった。これによって世界は全く変わったのだというのが平子説である。

世界は、アメリカ自身が土地の供給を失い過剰人口や貧困層を生み出すようになると安全弁を失って互いに圧力をなすりつけあおうとする。20世紀の二つの大戦は、19世紀にアメリカが西部開拓を終えた後で引き起こされたものだ。ヘーゲルやウェークフィールドが信奉した19世紀前半の近代植民理論は、西部開拓史の終焉によってそのままでは通用しなくなった。反対に、富と貧困の両極的な蓄積が世界規模で同時に進行するために互いに植民化の矛盾が戦争の危機を生むようになる。帝国主義論という装置を抜きにしていえば、貧困化論は戦争論に直結するわけであ

る。

二つの世界大戦を経てパリ不戦条約 1928 や国連憲章 1945 が成立した。しかしいくら戦争はよくないというコンセンサスができて、ヘーゲルやウェークフィールドの植民地論が指摘した次元での戦争を起こす衝動は消えず、反対に戦争のリスクは管理貿易体制のもとでも繰り返し突き上げるもののなのである。

戦争は一般的に世界資本主義の不均等発展のために起こると言われる。これをもっとわかりやすく言えば、富と貧困の両極蓄積が植民地化の衝動を生むために戦争をもたらすと読める。ソ連が崩壊して 30 年たつ。ロシアは世界資本主義の不均等発展のなかで競い合う「普通の資本主義国家」になった。ロシアの GDP は 1991 年に発足したころから次第に上昇したが、2013 年に 2 兆 2 9 2 4 億ドルでピークに達した後低迷しはじめ、2016 年には 1 兆 2801 ドルまで大きく下落したあと、2020 年に 1 兆 7 7 5 5 億ドルまでもちなおしている。とはいえそれは、人口規模で同じ程度の日本の GDP 5 兆 3 億ドルにたいしてひどく低いし、人口がロシアの 4 分の 1 程度の韓国よりも GDP の世界ランクは下である。ロシアの経済は停滞している割には軍事化が進行している。

かつて覇権を争ったアメリカはヘゲモニーを維持できない黄昏の帝国である。ヨーロッパは EU で経済的共同態を構築しつつ軍事的には NATO で武装し、ロシアをさげすむかのように見ている。中国は驚くべき勢いで 21 世紀の覇権を追い求めている。ロシアはこうした世界情勢の中でこれらのいずれともそりが合わず、孤独であるように見える。ゆえにロシアが求めるのは唯一ナショナリストティックな再建である。

近代世界システムでは、どの国家も孤独である。だが、21 世紀は間違いなく、アメリカのヘゲモニーから中国のヘゲモニーへの移行期である。このときに、ロシアはソ連崩壊後ただ落ちていくだけなのだろうか。不甲斐なく、経済的に衰退し、ただ軍事的な威厳を誇る以外に道がないのであろうか。これはまことに危険な状態である。この中でプーチンのような政治家が追い込まれ、一人ぼっちになり、落ち込んだ気分になったとしても怪しむに足りない。彼の資質が恐怖感と傲慢にみちた恐るべき決断をさせたとしてもなんら不思議ではない。

世界資本主義は、たえず過剰生産恐慌の危機を孕んでおり、それは格差社会化によく現れている。このなかで、近代植民理論が指摘した衝動は生きている。なぜなら、労働のコンビネーションは高度に進むが、当の労働の担い手である労働者はアソシエーションを実現できぬまま貧困のなかに放置されるからだ。今回のウクライナへのロシアの侵略は、NATO とロシアの特殊な政治的文脈を外して考えた場合、経済的な不均等発展によるロシアの落ち込みを植民地化によって取り戻そうとする足掻きなのではないだろうか。

(たけうち ますみ)

再び、労働の社会性について

—柄谷行人練習帳⑭—

香椎五郎

(ペンネーム)

この「練習帳」⑫から、“労働価値”について検討してきました。あるいは、労働価値説についてです。前回は、社会的労働ということについて、それが共同労働あるいは結合労働ということと、無区別に扱われていたのではないか、という疑問を呈示しました。さらに加えて今回は、「機械と大工業」のなかで論じられている労働と生産手段の関係についてです。推測ですが、“労働価値”観を生み出したひとつの要因が史的唯物論にあったのではないか、という問題提起も行います。

私が練習しているのは、柄谷さんが次のように述べていることの読解です。社会的であるということと、共同体との関係、区別です。これを問うことは、「労働価値」ということの根拠に関わることがらだと、私は思うのです。

われわれは、ここで共同体と社会を区別しておくことにしよう。**社会的なものとは、共同体と共同体の「間」での交換（コミュニケーション）関係にかんしてのみ**いうのである。あるいは、共通の規則を本来的に前提しえないような場所での交換関係にかんしてのみ。逆に、そこから私のいう共同体が何であるかがはっきりするだろう。それは、村や地域共同体や組織や国家だけを意味するのではない。要するに、**共同体**とは、共同性であって、一つの言語ゲームが閉じる“領域”にほかならない（柄谷[1992]20頁、下線部は香椎。ここでの「規則」というのは、「練習帳⑫」で取り上げたように「価値」と同じ意味です）。

柄谷さんは、言語を土俵において、そのメタファーで語っています。

共同体とは「一つの言語ゲームが閉じる“領域”」であると言うのです。であれば、仲間内だけで通用し、意志疎通が可能なグループの共同性という場面を考えるなら、いわゆる「業界用語」が飛び交う職場とか、「隠語」が日常の「公用語」になっている人々の世界は、共同体そのものとして理解できます。生まれては消える、新陳代謝の激しい「若者ことば」も、「共同体」の閉じられた「言語ゲーム」として理解することもできます。

ということは、規模の大小にかかわらず、共同体として「ある」ところへ異質の言語、たとえ

ば外国語や津軽弁などの「異種」が入りこむことによって、そこに「社会」が生まれる（というよりも、社会に「なる」）端緒があるということを意味します。人々が集まり、集合すれば社会が成立するのではない、ということです。もう少し挑戦的な理解をすれば、異質な文化や異なる共同体との出会い、そのこと自体が社会の登場であるというダイナミズムです。そう理解しました。社会とは不透過な関係性にあり、そうでありながらも私たちの思考や行動を規制してやまない強制力をもったものであるということではないでしょうか。そこに神秘性、フェティシズムが潜んでいると柄谷さんは主張してきたのだと思います。社会性と価値、そして神秘性が強く結びついた関係性です。

§

私が理解する社会の“ダイナミズム”というのは、異なる共同体との出会いに際して生じる衝撃であり、「価値」（規則）の平和的もしくは暴力的な変更です。「売る—買う」関係を「教える—学ぶ」関係とのアナロジーで論じる柄谷さんは、社会性もしくは社会という事象を考えるに、ことさら「他者性」ということに格別の注意を払っています。共同性との決定的な区別の姿勢です。

…私は、自己対話、あるいは自分と同じ規則を共有する者との対話を、対話とはよばないことにする。**対話**は、言語ゲームを共有しない者との間にのみある。そして、**他者**とは、自分と言語ゲームを共有しない者のことでなければならない。そのような他者との関係は**非対称的**である。「教える」立場にたつということは、いいかえれば、他者を、あるいは他者の他者性を前提にすることである（柄谷[1992]11 頁、下線部は香椎。ここでも「規則」という「価値」が前提になっています）。

そこで、この「言語ゲーム」の話から、“市場ゲーム”の話へと転じることにします。「売る—買う」関係の非対称的性格の話になります。もう一度、「社会的」ということと「共同的」ということの問題性、プロブレマティクを繰り返します。ただし、ここではマルクス『資本論』の「機械と大工業」での話です。それまでのマニファクチュア的分業や協業について論じた（「練習帳⑬」）あとのことです。印象的なフレーズなので、懷に深く入りこんでいきます。

生産様式の変革は、マニファクチュアでは労働力を出発点とし、大工業では生産手段を出発点とする（マルクス[1968]485 頁）。

その意味するところを、再びマルクスに語ってもらいます。マニファクチュアと大工業の対比なのですが、「生産力」の発展ということが強く意識されています。「労働力を出発点」とすることから「生産手段を出発点」にする「変革」です。それが「生産力」をこの上なく発展させるという理由づけです。

機械としては労働手段は、人力の代わりに自然力を利用し経験的熟練の代わりに自然科学の意識的応用に頼ることを必然的にするような物質的存在様式を受け取る。マニファクチュアでは社会的労働過程の編成は純粹に主観的であり、部分労働者の組み合わせである。機械体系では大工業は一つのまったく客観的な生産有機体をもつ

であって、これを労働者は既成の物質的生産条件として自分の前に見いだすのである。単純な協業では、また分業によって特殊化された協業の場合にさえも、個別的な労働者が社会化された労働者によって駆逐されるということは、しかも、まだ多かれ少なかれ偶然的なこととして現われる。機械は、のちに述べるいくつかの例外を除いては、直接に社会化された労働すなわち共同的な労働によってのみ機能する。だから、労働過程の協業的性格は、今では、労働手段そのものの性質によって命ぜられた技術的必然となるのである（マルクス[1968]503 頁、下線は香椎）。

重要な指摘が続くので、引用文ではありますが、私自身への備忘策としてここでも下線を引いています。これまでの私の練習からいえば、やはりマニファクチュアでは「社会的労働過程の編成」が「主観的」とするとともに「部分労働の組み合わせ」であるという指摘、そして大工業では「客観的で直接に社会化された労働すなわち共同的な労働」という指摘に注目します。

柄谷さんの「社会性」理解にしたがうと、ひとつの作業場（マニファクチュア）あるいは工場（大工業）では、いずれもひとつの「言語」あるいは「規則」にしたがって労働が行われており、それは「共同体」を意味します。その限りで、ここでの労働は閉じています。他方、商品交換の対象相手である「他者」としての生産者との間では、「共同的な労働」は成立しません。文字通り、「言語ゲームを共有しない」、他者との「対話」を余儀なくされます。「他者」にたいして開かれています。であってみれば、マルクスは、大工業では「直接に社会化された労働すなわち共同的な労働」と言っているのですが、そこに「社会性」を読み取ることができるのか、あるいは「共同性」を読み取るべきなのか、ことは困難であり、困惑します。とにかく、マルクスが「社会的労働過程」という表現を用いているのはなぜなのでしょう。

§

ところで、繰り返しになりますが、マニファクチュアでの労働過程は、多分に恣意的であって、指揮・監督を担う者の裁量が大きく影響するという特徴をもつのにたいして、大工業の労働過程では監督者の主観とは決定的に異なる、自然科学の利用による客観性をもった技術的な論理に従って行われることが指摘されています。『資本論』の「第13章 機械と大工業」では、多くのスペースを割いて、その「技術的必然」の例証を示しています。

もちろん、この大工業における「機械体系」は、資本の生産力として生産様式を支配するのであって、単なる技術論ではありません。マルクスは、そう語っているわけではないのですが、「機械体系では大工業は一つのまったく客観的な生産有機体をもつ」ものとして現れ、「これを労働者は既成の物質的生産条件として自分の前に見いだすので」あって、それは「機械体系」の物神性、フェティシズムを意味していると思います。資本のひとつの形態であるにもかかわらず、そういうものとしては現れず、眼前の機械体系それ自体が、労働者に立ちはだかる存在として現れるということです。

もうひとつ指摘します。「機械は、のちに述べるいくつかの例外を除いては、直接に社会化された労働すなわち共同的な労働によってのみ機能する」という言説についてです。これは、機械を前にした労働者は、機械の論理にしたがう下僕になって労働するのだから、その労働は個人的な事情の入りこむ余地がなく、極めて整然と、つまり機械体系のリズムにしたがって行われるということを意味しています。問題は、それを「客観的で直接に社会化された労働すなわち共同的な労働」、と言っていることです。いわば、「自然科学」の利用による「客観性」と、この「社

会化された労働すなわち共同的な労働」が対応した関係あるいは因果の関係になっているように理解されます。これをどのように解釈してよいのか、難問です。そこで、この問題の糸口を探る目的で、この「難問」を「所有」関係から解釈する試みのあることを紹介します。「唯物論的歴史観」による方法です。

§

後藤道夫さんは、まず共産主義について、次のように整理しています。

唯物論的歴史観によって新たに獲得されたのは、資本主義的生産様式の内部で成立・発展する高度な生産力を、資本主義経済の制限（商品＝貨幣関係と賃労働＝資本関係）から解放する運動が共産主義であり、そうして始まる新たな社会が共産主義社会だ、という理解である（後藤道夫 [2016] 21 頁）。

ここで留意したいのは、「高度な生産力を」「資本主義経済の制限」から「解放する」という件です。生産力の解放、生産力発展の制約の解除、という基本的な枠組みです。そういう基本的な姿勢があるからでしょうか、大工業の「生産力」に未来への大きな期待がかけられているように思います。さらに、次のように述べています。

生産手段そのものが、大規模な機械体系など、集団的労働によってしか使えない社会的生産手段へと変貌し、生産者も「他人との計画的な協働のなかで…自己の類的能力を発展させる」ようになった（後藤道夫 [2016] 22 頁、ちなみに「」内は『資本論』からの引用です）。

ここでの要は、「集団的労働によってしか使えない社会的生産手段」という表現です。マルクスの言説と同じように感じられますが、明らかに違うように思います。「社会的」という表現が「集団的」に変わっています。さらに、機械体系が「社会的生産手段」に塗り替えられています。加えて、もうひとつあります。「他人との計画的な協働」という指摘です。このままで理解すれば、労働者は「他人との計画的」な作業・労働のなかにいるかのようです。

繰り返すまでもなく、「社会的生産手段」というのは“資本”の生産手段です。しかも、労働者は「計画的な協働」の中で働いているのではなく、“資本”の下部となって、自らの意思と関わりなく「協働」させられるのです。

後藤さんが、こういう解釈をするのも、「唯物論的歴史観」に誘発されていることだと思います。だから、次に紹介するように、その「唯物論的」根拠を「社会的生産手段」ということにおき、そしてそれがもつ将来への可能性を「社会的占有」ということに求めるのだと思います。

マルクスにあっては、生産者（労働者）による社会的生産手段の共同利用は、近代的な「所有」のあり方の批判という脈絡で、そうした生産手段を使用しつづける集団的労働者による「社会的占有」あるいは「共同占有」ととらえ直される。占有とは、たとえば、中世の農奴が土地の利用権を領主から安定的に認められている状態であり、処分権を含む近代の「所有」とは異なるが、前近代においては、重層的な所有関係の重要な要素となっていたものである（後藤道夫 [2016] 22－23 頁）。

「社会的占有」とはどういう意味なのでしょう。 「近代的な『所有』のあり方の批判という脈絡」で考えられているわけですが、それは将来の「社会的所有」に至る過渡的なあり方と考えられているのでしょうか。

マルクスが「機械と大工業」で述べていた、「機械は、のちに述べるいくつかの例外を除いては、直接に社会化された労働すなわち共同的な労働によってのみ機能する」という指摘に対する私の疑問は、後藤さんのように「集团的労働によってしか使えない社会的生産手段」が「社会的占有」という過渡的な「所有」のあり方にあるという、含みをもたせた解釈によっても解消することはできませんでした。むしろ、そのような解釈をされると、マルクスが語る「機械と大工業」での生産手段と労働についての指摘は、あたかも“社会主義の原型”を示しているかのような印象をもってしまいます。

ここが「ロードス島」なのか、次回に続きます。

(かしい ごろう)

引用したのは、以下の文献です。なお、ご質問、ご意見、ご批判を待ってます。

柄谷行人[1992]『探求Ⅰ』講談社学術文庫

後藤道夫[2016]「社会を変える」渡辺憲正・平子友長・後藤道夫・蓑輪明子編

『資本主義を超えるマルクス理論入門』大月書店

マルクス[1968]『資本論』（第一巻第一部第一篇）大月書店



電話にて

塩小路橋宅三

A：先生はなぜ学校を辞められるのですか。卒業まで付き合うとの約束だったはずですが。

B：学校都合の退職なので、その答えは学校に聞いてほしい。申し訳ないと思っている。

A：何があったのかをゼミ生は知る権利があると思いますが。

B：そのとおりです。いろいろな教員と学生がいて、学校はよくなると考えています。

A：先生の考えが学校の考えと違ったのですか。

B：話は変わりますが、遠隔授業において出席率が悪いのはなぜだったのですか。

A：出席にカウントされるアンケート回答を一週間余裕があるので忘れてしまったのです。

B：オンデマンドの教材を視聴していますか。

A：それも余裕があるので忘れてしまいます。気がついたときに視聴します。

B：オンデマンドの教材の中身は理解できていますか。

A：正直言って、かなり集中して視聴しなければ理解できませんので、途中で…………。

B：それでもアンケートに答えて出席を確保しておかなくては…………。

A：わかっています。先生のおっしゃっていることはそのとおりだと思います。

B：学校からの遠隔授業についてのアンケートがあったのですが、どう回答しましたか。

A：時間に余裕もできて、アルバイト時間の制約もないので、遠隔授業を続けてほしいと。

B：それならば、最低限は対面授業出席のように動画教材を視聴しなくては…………。

A：遠隔授業になって教員による冗談やブレイクもなく、視聴するのが嫌になった。

B：それでも卒業するには124単位は必要なために…………。

A：先生、そのとおりだと思いますが、どうしても卒業しなければならないのですか。

B：卒業して就職をすることがあなたのためにもなると…………。

A：誰かに雇用されて自由を縛られるようなことは嫌です。就職したくありません。

B：就職は一種の社会的参加であって、それを経験して自分の道を模索することも…………。

A：わかりました。学校の薦める就活カリキュラムに参加します。

B：定職に就くことがベターであるけれど、就職しない自由も認められるはずです。

A：先生の言うことはいつも難しすぎて、なぜ就職せよと言ってくれないのですか。

B：その選択はあなた自身が長い人生を通じて決めることだからです。

A：先生はいつも私に選択を迫りますね。なぜ命令的に強制しないのですか。

B：強制することは訓練であって、教育ではないからです。

A：とにかくお話ができてよかったです。頑張ります。お体気を付けて。

B：頑張らなくてもよいです。そのように言い続けている教員を疑ってください。じゃあ。

(しおこうじばし　たくぞう)

大阪府市政と民主主義・人権の破壊

(1)

——維新批判に何が必要か——

青水 司

1. 討議民主主義の基本—選挙制度の民主主義

昨年 10 月の衆議院議員選挙で日本維新の会は 41 議席を獲得しました。

竹内眞澄さんの「西尾勝と橋本徹—現代のイデオロギー⑤—」（『市民科学通信』2022 年 2 月号）は大変勉強になりました。とくに、日本維新の会をイデオロギーと制度の観点からとらえ、討議民主主義の破壊と新自由主義による自治体の合併・競争の組織化と指摘されました。

わたしは、「大阪の維新府市政は公務員を削減し、ポピュリズムによって大阪府市民にリップサービスをしてきたが、それは自らの首を絞めていることに大阪府市民はそろそろ気がつくべきだ」（「吉村大阪府知事と新型コロナ危機—評価の裏にあるもの」『市民の科学』第 11 号、2021 年、90）と述べましたが、竹内さんの「仕掛けが大きすぎて、因果関係が分かりにくい」という維新府市政をつらぬく最大の問題は新自由主義による民主主義と人権の破壊を進めているのに、府市民には「分かりにくい」ということだと思っています。その意味で、ヒトラーを彷彿させるものがあります。この点については、後に橋下徹氏が府知事になったころの民主主義と人権の破壊について述べます。

竹内さんが指摘する討議民主主義の破壊についていえば、その根幹として「議員定数と報酬を削減」することを指摘されましたが、それだけではなく、むしろ民主主義の基礎にある選挙制度の民主主義が破壊されてきていることが第 1 の問題と捉えるべきです。もちろん、議会制民主主義だけが民主主義の基本ではありませんが。維新府政は「身を切る」ことを逆手にとって、正反対のことを行っています。これまでも大阪府議会の選挙制度の改悪が行われてきましたが、2008 年の維新府政成立以後の改悪は顕著です。2011 年 4 月に定数 109 人に削減、2015 年 4 月に定数を 88 人に削減されました（表 1）。

表 1 大阪府議会定数（2015 年 4 月変更）

定 数	区 数	定員計
1 人区	31	31
2 人区	15	30
3 人区	2	6
4 人区	4	16
5 人区	1	5
合 計	53	88

さらに 2022 年 2 月には定数を 88 から 79 人に削減、選挙区は 53 区のままであり、その結果 1 人区 6 割弱（31/53）から約 7 割（36/53）に増え、1 票の格差が 2.15 倍から 2.19 倍に拡大する（表 2）。維新は提案理由を「人口当たりの議員数を全国最小値とする」と述べていますが、その根拠は全く示さず、さらに最大の問題は 1 人区が約 7 割（36/53）に増え、大政党に圧倒的に有利な府議会定数の改定は非民主的

表2 大阪府議会定数(2022年2月変更)

定数	区数	定員計
1人区	36	36 (+5)
2人区	11	22 (-8)
3人区	3	9 (+3)
4人区	3	12 (-4)
5人区	0	0 (-5)
合計	53	79 (-9)

です。表3を見れば明らかなように、表2に定数が変更されることによって、来年の府議会選挙では得票率が変わらなくても維新の当選者増は明かです。

さらに、「公開の場での議論や意見表明を一切せずに採決を強行した府議会運営も、極めて非民主的です。採決する前に議会で質疑を行うことを正副議長に求めましたが、維新は『議会改革検討協議会』という非公開の場で意見交換を行ったことを理由に拒否しました」(日本共産党声明、2022年2月24日)。

つまり問題は「身を切る」どころか、さしあたり「維新だけが太る」選挙制度、将来的にも維新かどうかは別として、第1党が圧倒的に有利な選挙区制度改革に自民党、公明党も賛成どころか共同提案者になっていることです。そして立憲民主党、共産党(少数党)を締め出すことが当面の目的です。

これで与党と与党に従う、あるいは取引して議席を維持し、国会の議席も手にし、討議民主主義を前もって破壊する流れはますます続きます。議会は空洞化され、裏取引が横行します。全国的にもこのような傾向はありますが、大阪府ほど非民主的な道府県はほとんどないでしょう。討議民主主義への意識が弱いのは地方議会だけではありません。

表3 大阪府議会選挙当選数(2019年4月)

	維新	自民	公明	共産	民主	無
1人区	26	4				1
2人区	14	7	8			
3人区	2	2	2			
4人区	3	2	3	1	1	
5人区	2	1	1	1		
計	47	16	14	2	1	1

2. 民主主義・人権と民意

ここで思い出す(いや、思いださなければならない)のは、2008年に大阪府知事に当選した橋下徹氏の問題です。当選後すぐの職員いじめをはじめ、橋下(弁護士)市長は大阪市職員への「強制アンケート思想調査」(2012年2月)を強行し、君が代起立斉唱強制問題で質問した毎日放送記者を逆質問で糾弾するなど(2012年5月)、とんでもない弁護士でしたし今も憲法違反の発言を繰り返しています。

この橋下氏の問題については、想田和弘氏の『日本人は民主主義を捨てたがっているのか?』(岩波ブックレット、2013年)が分かりやすく適切に指摘しています。とくに、橋下氏は、民主主義ではなく(専制主義で民主主義が大嫌い)民意・民意と繰り返していましたが、民主主義が弱く民衆の意思が議会に反映されない現状にうまくつけこみ、市民に受けたわけです。たとえば、権力の中核に目を向けず、橋下氏が「身分保障の公務員」といえば、非正規労働者は「チクショウ、公務員の賃金を下げろ」と言って橋下氏に心酔するわけです。そして、上のように憲法違反の「思想調査」をしても、市民からは「市長が調査に乗り出すと憲法違反を持ちだして公然と批判。調査の原因である自分たちがこれまで勤務時間内にやってきたことは棚上げ。既得権益ってこうやって守るんですよというお手本みたいな行動ですね」という書き込みが大阪市役所労働組合のブログに寄せられたそうです。橋下氏の思想はもちろん、「既得権益」などのキーワードまでもまねしているのです。橋下氏のような権力者に負けない人権意識を持った人々をよってたかって虐めるのが橋下氏や橋下氏を支持する人たちの常とう手段です。

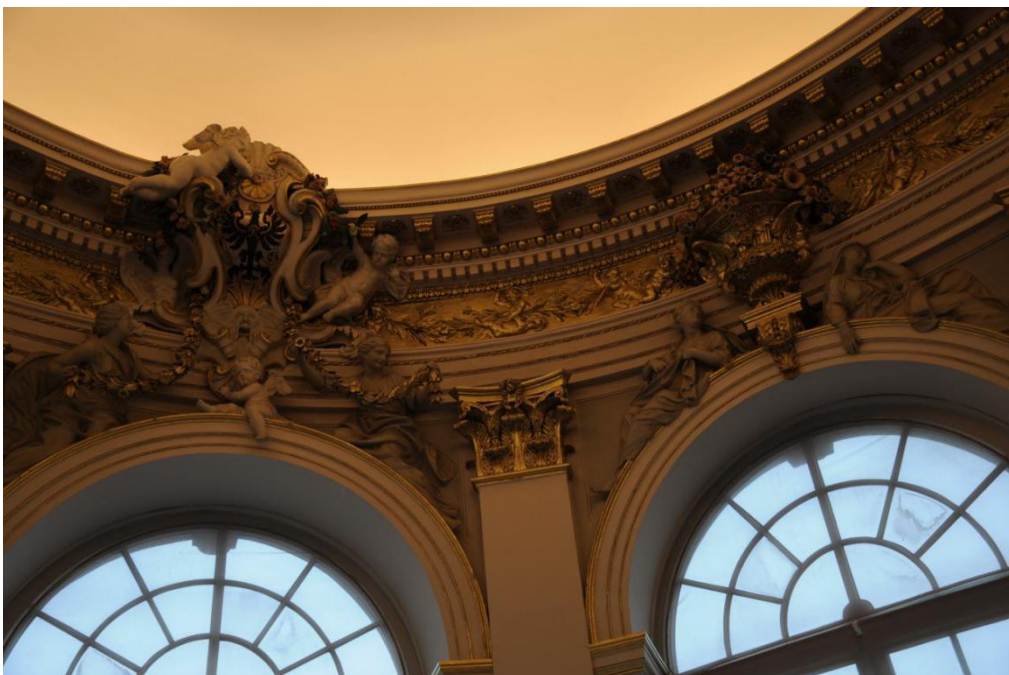
憲法違反という重大問題を見逃し・軽視するのは許せません。一面「真理」ともいえる個別の問題を取り上げ、公務員を攻撃します。「身分保障」のどこが問題なのですか。逆に労働組合が弱

体化し、あるいは労働組合がなく「身分保障」されていない非正規労働者の方が問題なのです。

「既得権益」が一般的に悪いわけではありません。それは法的根拠にもとづくものです。社会的に認められない「既得権益」こそが問題なのであり、正当な「既得権益」が掘り崩されている民間労働者、とりわけ不安定労働者の方が問題なのです。矛先を公務員に向けるべきではなく、1990年代以降雇用の不安定化を進め、労働権などの「既得権益」を奪ってきた資本・経営者、首長にこそ批判の矛先を向けねばなりません。

橋下氏は上のように弁舌をふるい、民主主義を否定した上で民意を巧みに利用しました。しかし、制度としての民主主義の価値（共生思想、少数意見の尊重、弱者の救済など）を基礎にしない民意では意味が減少します。極端に言えば、民主主義のない民意など独裁に転化します。というのは、民意には感覚的な側面も多くあり、世論調査などは社会状況の変化によって容易に変化します。ロシア軍のウクライナ侵略が起これば、軍事予算の増加に賛成する人が増えます。また石油・石炭・天然ガスの供給が減少すれば、原子力発電に賛成する人が増えます。だからこそ、原子力発電の問題性をさらに明らかにしなければならないのです。（続く）

（あおみ つかさ）



私人・自然人・法人

竹内真澄

1. 近代社会は私人から始まった

近代社会は、それまで差別されていた私人 private person を解放した。公民である政治家と公務員はすべて、論理的前提である私人たちのなかから選ばれるのだから、私人の解放は万人の解放であった。ところが、私人が資本家と労働者に分かれると、ここに会社が生まれた。会社は自由な私人たちの合資によってなりたつ集合的実体である。これを、法人 artificial person, legal person, juridical person と呼ぶ。法人という概念が生まれたとき、反照的に自然人 natural person という概念が生まれた。私人のうち、会社は人間がつくったものだが、個々の人間は自然がつくったものであるからだ。この二つの概念が生まれるまでは、法的主体と言えば自然人だけであったが、法人が登場すると、この集合体は契約の主体として規定されることになった。しかし、たんに経済領域の契約主体にとどまることなく、法人は自然人と同等の権利を主張し始める。

法というものは、もともと体制を維持するためのものである。したがって、多かれ少なかれどこの国でも、司法は法人の法的主体としての限界を広げ、その正当性主張するに至る。こうして、私人が抱えている内在的な問題は、階級的問題として現れるばかりでなく、自然人と法人の異同の問題としても現れるようになった。

2. 八幡製鉄政治献金事件

1970 年に「八幡製鉄政治献金事件」が起こった。これは株主である有田勉三郎が、八幡製鉄が会社名で行った自民党への 350 万円の献金を憲法違反であるとして訴えた事件である。一審は違憲、二審は合憲となり、最高裁は献金を合憲とした(最高裁判所大法廷判決昭和 45 年 6 月 24 日 民集 24 卷 6 号 625 頁/判時 596 号 3 頁)。これはなぜ政治献金が禁止されないかの根拠になっている。

争点は以下の 3 点であった。1. 政治献金が会社の定款所定の目的（権利能力）の範囲内か、2. 参政権との関連で憲法違反を構成するか、3. 取締役の忠実義務に反するか。最高裁は 1 について、政治献金は会社の権利能力の範囲内である。2. 会社は自然人 natural person=private person と同様、社会の構成単位であり、社会的作用を負担せざるを得ない。その負担は企業の円滑な発展に効果があり、間接的ではあるが、（定款所定の）目的遂行上必要といえる。政治献金は政党政治の健全な発展に協力することは社会的実在たる会社にとっては当然の行為として期待される。会社は自然人同様、納税者たる立場において政治的意見を表明することを禁止する理由はない。3. 取締役の忠実義務に違反しない、とした。

学界の通説は、最高裁判決の結論を支持しているそうだが、当時、会社による政治献金を肯定する鈴木竹雄とこれを憲法違反として否定する富山康吉の両者が論戦を繰り広げた。この結果前者が判決を追認する学説となっている。

富山康吉の1975年時点での研究（富山『現代商法学の課題』成文堂）によると、会社の政治献金にかんする判例はアメリカに2件あるのみである（1904, 1907）。当時のアメリカでは会社は政治献金を禁じられた。しかし、後述するように、アメリカの最高裁はのちにこれを覆す判決をだした。

この問題を1970年当時から富山の側に立って取り上げた憲法学者樋口陽一は、井上ひさしとの共著『「日本国憲法」を読み直す』岩波現代文庫、2014で、「法人の人権」概念に改めて疑問を投げかけ、個人 person, individual だけに人権があることを強調し、「法人の人権」ではなく、「法人からの人権」こそが大事だと問題提起をおこなった（1992年）。

私は、樋口の一連の個人論を好んで読むが、彼のようにフランス革命の人権論を規範化するだけでは問題は解決しないとみなす。彼とは少しアプローチを異にするが、「法人の人権」を、私人という経済領域においてのみ、つまり契約の主体として認定することは必要と考える。しかし、その他の点では認めないので樋口に賛成する。すこし違うというのは、人権宣言もフランス民法典1804年も、私人から法人が発生する事実経過を許容したのであって、ここには私的労働の組織化という事実史における連続性があり、その後株式会社が一般化したあとになっても、ちょうど私人が労働の成果をわがものとしたのと同じ類比から、会社が剰余価値をわがものにすること、したがって会社の資金を会社名において献金することは承認されたのである。

家族経営が株式会社と分離したとき、株式会社は、家族経営と違って、独立した財政構造をもつようになった。自然人としての私人が小経営にもとづいて自由に政治活動する分には誰も文句を言いはいない。だが、経営体が独立した財政構造をとるに至り、取締役会が会社を代表して、また会社の名において、個々の株主や個々の労働者の意志に反して企業献金をおこなったなら、どうだろうか。この、すぐれて現代資本主義的な問題領域が露になったとき、自然人と法人の対立が現れたのである。

最高裁の法理は、会社の取締役会が企業利益の追求のために合理的であると判断して企業献金を特定政党に与えることは、ちょうど私人が人権主体として特定政党に献金するのと同じ合理性をもつというものである。私人は私企業と類比される。これは資本主義に内在する傾向である。事実の発展が私人と私企業の連続性を担保するからだ。しかし他方では、株式会社が成立した時点で新しい民主主義が台頭しもある。樋口が主張するように、資本主義の株式会社段階に対応する現代民主主義の地平では、自然人と法人を厳密に区別すべきであり、とりわけて政治活動の主体は自然人に限定されるべきだという議論が成り立ちうる。八幡製鉄事件から半世紀たった今もこの課題は残っているである。

この意味で私は1970年の最高裁判決を支持しない。資本主義において、「自然人としての私人」と「法人としての私人」を厳密に分けることには、合理性がある。もし、取締役会のメンバーが特定政党に献金したいのならば、メンバーはあくまでも自然人として、すなわち一人の私人として自分のポケットマネーから献金すべきなのである。それは自分の所得からなされるべきことであり、会社の資金によるべきではない。

より原理的に踏み込んで言えば、会社の資金はもともと労働者から搾取された金である。だが、資本主義的取得様式のもとでは、会社の資金は会社に帰属する。会社の資金を通常の投資に使うことは法人の自由である。しかし、会社組織として、会社の名において会社資金を政治献金する

ことは認められない。20 世紀の初頭のアメリカの法理はそうだった。大衆が株主になることできる現代において、政治主体は自然人である私人に限定されるべきであり、法人は除外されるという主張は現代民主主義の課題である。資本主義と現代民主主義の対立線がここにある。

3. アメリカの最高裁は会社の政治活動をどう考えているのか

富山が 20 世紀初頭のアメリカの二つの判例に言及して以降、いまどうなっているか。2010 年アメリカで会社の政治活動に対する判決が出た。「Citizens United v. Federal Election Commission, 558 U.S. 310 (2010)は、選挙資金と言論の自由の関係に関する米国最高裁の画期的な判決である。2009 年に法廷闘争が行われ、2010 年にこの判決が下された。

最高裁判所は、憲法修正第 1 条の言論の自由条項を論拠にして、非営利法人、労働組合、その他の団体を含む企業による政治運動のための独立支出を政府が制限することを禁止しているとした。

「この裁判は、保守系 NPO であるシチズンズ・ユナイテッドが、2008 年の民主党予備選挙の直前に、当時の民主党大統領候補ヒラリー・クリントンを批判する映画の放映・広告を求めたことから始まった。下位法は、企業、非営利団体、労働組合が、予備選挙から 30 日以内、選挙から 60 日以内に『政治的コミュニケーション』を行ったり、候補者の当選や敗北を擁護するような支出を行ったりすることを禁じている。シチズンズ・ユナイテッドはこの法律の合憲性に異議を唱え、その裁判は最高裁に持ち込まれた。

アンソニー・ケネディ準司令官は、他の 4 人の裁判官と共に多数意見を述べ、超党派選挙改革法が企業や組合による独立支出をすべて禁止していることは、憲法修正第 1 条の言論の自由の保護に違反すると判断した。この判決は、企業のアイデンティティによって言論関連支出に異なる制限を認めていた Austin v. Michigan Chamber of Commerce (1990 年)、および選挙支援コミュニケーションに対する企業の支出を制限していた McConnell v. FEC (2003 年)の一部を覆したものであった。この判決により、労働組合、信託基金、企業が選挙広報活動に資金を支出し、候補者の当選や敗北を直接擁護することが事実上、自由になった。ジョン・ポール・スティーブンス準判事は反対意見の中で、この判決は『企業が自国の政府を弱体化させることを防ぐ必要性を認識していたアメリカ国民の常識を否定するもの』であると断じた。

この判決は依然として大きな議論を呼んでおり、様々な団体から強い支持と反対を受けている。ミッチ・マコーネル上院議員はこの判決を称賛し、『憲法修正第 1 条の権利を回復する方向への重要な一歩』であると主張した。一方、バラク・オバマ大統領は、この判決は『ワシントンにおける特別利益とそのロビイストにさらなる力を与える』と述べた。この判決は選挙資金に関する転換点となり、企業と労働組合による選挙資金の無制限な使用を認め、スーパー PAC の台頭を促進させるものとなった。これらの PAC は、非公開の手段で政党や候補者個人のために数百万ドルを生み出すという点で『スーパー』である。マッカチオン対 FEC 裁判 (2014 年)を含むロバーツ法廷によるその後の判決は、他の選挙資金規制を打ち砕くことになる。この事件の長期的な遺産はまだわからないが、学者や政治学者は、シチズンズ・ユナイテッド判決が共和党候補の選挙での成功に圧倒的に有利に働いたと結論付けている。」(Citizens United v. FEC - Wikipedia より翻訳)

ここに見るように、アメリカでは法人(会社)は労組、NPO などと同列化され、政治献金と政治的言論活動は憲法で保障されているわけである。注目すべきは、私人を私企業に類比する市民権一辺倒の理解がまずあって、この法理を労組やNPOにも適用するという理解がある。しかし、政治的主体を自然人としての私人に限定し、法人も労組もNPOも政治的主体としては認めないと論じる余地はあるのだから、アメリカの最高裁判決は反動的なものであると私は考える。

ともあれ、市民の政治思想的な多様性が前提になってる現代社会で、法人や労組やNPOが特定政党へ企業・団体献金を行うこと自体に無理があり、自然人の政治活動だけを認める方向へ改革すべきであろう。この点で私は樋口の意見に限りなく近く、フランス革命の人権論の規範的基礎になっている個体的私的所有の論理で、法人人権説を撃つ必要はなお消えていない。

ここで古典的名著とされるA.A. バリー、G.C. ミーンズの『近代株式会社と私的所有』1932の論旨をこの文脈で扱うならば、彼らは所有からの経営（支配）の分離を論証した。だからといって取締役会（経営者）が株主（所有者）の制約から自由に政治献金をして良いと論じたわけではない。しかし、経営者が政治的主体になることを禁じるような論理をたてたわけでもなかった。古典的価値は認めるが画竜点睛を欠くというべきであろう。

4. 会社の自然人化

会社は契約主体であるけれども、法人を自然人に類比することはあくまでも経済領域に限定して考えるべきである。ところが、事実としては、日本でもアメリカでも、会社はますます広い領域で自然人と同等の存在となり、「法人の自然人化」が進んでいる。「法人の自然人化」と呼ぶのは、無根拠におこなわれてきたのではなく、私人が私企業へ発展したという事実を物質的な根拠にしている。私的労働が小経営に立脚する時代から、資本が成立して私的労働として賃労働が組織される時代へ移行したとき、ことに株式会社が成立したとき、私人（自然人）と法人をどう切り分けるかという理論的な問題が発生した。Oxford English Dictionary, 1989では、自然人と法人を区別した最初の使用法は1765年と記している。じっさい、このころから両者は区別されたのであった。しかし、この区別の理論的意義がはっきりしたわけではなかった。自然人と法人は、神によってつくられたものと人間がつくったものとの区別にすぎず、法人は自然人と同じ人権をもつのだというふうに同一化されたのであった。

21世紀は新自由主義の時代である。すると、「法人の自然人化」はますます強力にすすめられ、そればかりか、労働者もまた私人としての規定に一元化される。もともと自然人という概念は歴史的な概念である。「自然人」は歴史的な概念である。これはひとつの転倒である。にもかかわらず、新自由主義のもとでは「法人の自然人化」は最高度に高まると同時に「自然人の法人化」も発展する。樋口のような問題提起が改めて新鮮になるのは、我々が新自由主義的な惰性に埋もれてきたからにほかならない。

5. これからの課題：「自然人と法人の対立」から「私人と個体の対立」へ

ではこれからどうするか。まず、自然人と法人の対立をクリアーにする課題がある。企業献金が最高裁によって合法化されているという問題状況から出発するとき、現代の対抗戦略は次の2段階になる。

第一段階は、富山庚吉と樋口陽一が示しているように、自然人と法人の対立を論理化することである。自然人と法人の対立という問題提起は、50年以上前からあるが、最高裁の同一性論によって阻まれてきた。しかし、理論は古くても実践は新しいということはできる。これが現代民主主義の第一の課題である。これは、体制の経済的基盤をたちきめるものであり、ちょうどカトリックの免罪符が批判された時のように、現代のカトリック教会（自由主義政党）の経済的基盤はこれで相当弱体化するであろう。

しかし、問題はこれに尽きない。なぜなら、自然人を基礎にした政治活動という規範は、いわばフランス革命的な民主主義に巻き戻すだけである。これは、企業献金など存在しなかった小経営者の時代の古典的自由主義デモクラシーへ復帰するだけである。問題はもはやそんなところにはない。もっと進んでいる。この限りで、樋口の個人論の理論的射程は意外に狭いように思う。

ではどこに現代民主主義の焦点は移っているのか。それは、私人という意味の自然人を生身の個人に限定して考えるだけではなく、私人＝自然人そのものを超克することに求められる。すなわち、歴史的な範疇としての自然人＝私人を端的に乗り越えることこそが焦眉の課題である。

すでにその兆候はあちこちに姿を現している。たとえば、法人税を引き上げよという運動がある。企業の内部留保に課税せよという運動がある。ひるがえって、最低賃金を時給 1500 円に引き上げよという運動もある。働き方改革を真の働き方改革にしようとする運動もある。高橋まつりさんの事件のような過労死をださない社会をつくろうという運動もある（川人博『過労死・ハラスメントのない社会を』日本評論社、2022 年）。これらは、剰余価値／賃金の境目の問題領域に直接間接に関わっていて、私人＝自然人に片足をおきながらも、この地平を超えて「自由な個性 *freie Individualität*」を樹立するための、もっともラディカルな実践的な諸形態である。ここにこそ、私人と個体の対立の具体的な在り方があるといわねばならない。いまや私たちは、新しい歴史的ページに直面しており、したがって前人未到の私人＝自然人の超克の里程標を前にしている。斬新な歴史認識にたって、このことを理論化することが望まれていると言えるだろう。

（たけうち ますみ）



